

令和8年厚岸町議会第1回定例会		
令和8年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和8年3月11日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和8年3月13日 午前10時13分
	閉 会	令和8年3月13日 午後 4時50分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	×
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	早 川 知 記	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	鈴 木 康 史	農委事務局長	石 崎 辰 也
環境林務課長	江 上 圭	保健福祉課長補佐	森 村 佳 太
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病 院 事 務 長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	久 保 田 湖 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(8 . 3 . 1 3)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和8年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和8年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和8年3月13日

午前10時13分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和8年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

先ほど、議長から送付がありました議案第11号 令和8年度厚岸町一般会計予算の訂正箇所についてよろしいでしょうか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） それでは、早々審査を進めてまいります。

初めに、議案第11号 令和8年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから6ページまでは、第1表 歳入歳出予算です。26ページ、27ページは、事項別明細書です。

28ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1款町税1項町民税1目個人、2目法人。

7番。

- 南谷委員 1款1項1目個人、現年課税額でございますが、4億9,364万7,000円で、ここでお尋ねさせていただきます。

対前年比3,787万6,000円の増額計上となっております。たしかですね、住民税は1年ずれて、令和7年の実績に応じて、8年度の調定額が確定いたします。ですから、令和7年度の内容につきまして、昨日の補正予算でお尋ねさせていただきました。漁業と給与関係がアップでございますが、農業は収支的には改善しているが、相対的には下がっているということで説明がありました。

そこで、お尋ねするのですが、この農業の分はどう査定されたのか、令和8年度の今回の相対では上がっているのですけれども、この分、どういうふうに農業の分を分析して、推定されたのか説明してください。

- 委員長（竹田委員） 税務課長。

- 税務課長（本間課長） お答えいたします。

令和7年度でもお話ししたのですけれども、令和8年度の予算の見積もり、農業所得につきましては、昨年11月に農協に聞き取りに行っております。それで、令和7年度につきましても、収支は、前年度よりも4%程度よくなっているという状況であります。

けれども、令和7年度の状況もありますので、特殊要因なしといたしまして、令和7年10月の調定額のベース、要は、令和7年度の決算見込みと同程度と見積もってございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 そうすると、前年同様の数字で試算をしたよと。その結果、相対でこういう数字になったということで理解いたしました。

次に参ります。

町税は、本町の重要な財源であります。令和8年度の税収が、正直言いまして、私の想像を上回る推計で驚いておるところでございます。税務課としては、この全体の積算をどのようにされ、どのように捉えているのか説明してください。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。

現年度分で説明いたします。当初比較になりますと、現年度分で、5,577万3,000円の増、4.7%の増、12億3,526万1,000円となっております。主な要因としましては、町民税の個人で、3,826万2,000円、8.5%の増。それから、法人税で、町民税個人でプラスの604万9,000円の増、8.6%の増。それから、タバコ税で906万8,000円、9.4%の増となっております。個人では、相変わらず給与所得の増、法人税では、建設業と製造業2社の増額を見込んでおります。それから、タバコ税では、令和7年度の決算見込みから3%の減と見積もっております。現年度は、そういう状況でございます。

それから、令和7年度の決算見込みとの比較でお話ししますと、537万円の減と。ほぼ、前年度の決算見込みと同程度と見積もっております。

当初予算ベースで、12億円を超えるというのは、厚岸町では初めてでございます、令和6年度、それから令和7年度の決算見込み、それから令和8年度の当初と、12億円を超えるという見積もりをしてございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（竹田委員） 1目個人、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2 目法人。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項 1 目固定資産税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 目固有資産等所在市町村交付金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項軽自動車税 1 目環境性能割。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 目種別割。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4 項 1 目タバコ税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 項 1 目都市計画税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項 1 目自動車重量譲与税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目森林環境譲与税。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 款 1 項 1 目利子割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款 1 項 1 目配当割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 款 1 項 1 目法人事業税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 款 1 項 1 目環境性能割交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 0 款 1 項 1 目固有提供施設等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 1 款 1 項 1 目地方特例交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 2 款 1 項 1 目地方交付税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 3 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 4 款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目民生費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 5 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業使用料。

10番。

●堀委員 ここで、農業使用料、牧野使用料についてお聞きいたします。

提案理由説明の中では、預託頭数の減少に伴う893万5,000円の減というものとなっております。相対、昨年、昨年の預託頭数というものが何頭だったものが、何頭に減少になって、この減少となるのかをまず教えてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

令和7年度の当初の部分で説明させていただきたいと存じます。令和7年度の当初見込みとしましては、冬期舎飼が1日平均で1,250頭、延べ頭数で26万5,000頭。夏期放牧で1日平均頭数、そちらが1,250頭、延べ頭数が19万1,250頭。夏期舎飼でございます。当初が1日平均100頭、それで延べ頭数が1万5,300頭という形で見積もりしてございました。

今年の、令和8年度の当初の部分につきましては、冬期舎飼が1,250頭に対しまして、1,200頭。夏期放牧につきましては、同じく1,250頭に対しまして1,200頭。そして、続きまして、夏期舎飼につきましては、100頭に対して100頭という形になりまして、冬期舎飼、それから夏期放牧の部分につきましては、それぞれちょっと50頭の減という形で見積もりを立てさせていただいております。

大きく下げたわけではないのですけれども、昨今の離農も含めて、預ける方々の部分が減る傾向にございますので、昨年度よりも少ない預託頭数という形で考えてございます。実際の部分の実績になると、またちょっと変わってくる可能性はあるのですけれども、取り急ぎ、令和8年度は少し下げたという考え方でございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 以前も、私のほうも提言させていただいたこともありますが、町営牧野は3団地ございますよね、大別団地、セタニウシ団地、別寒辺牛団地と。こうやって、夏期放牧の預託牛が減っていけば、3団地を維持する必要はないのではないのかというものを提言させていただいたこともあります。このように減っていったときには、例えば、牧場自体は大別団地にありますから、事務所自体は、大別団地とセタニウシ団地を残して、別寒辺牛団地を閉鎖なり、多用途のほうに、むしろ使うとかということの検討というものが進められるべきではないのかなと。今年も、たしか別寒辺牛団地で、水槽だったかの整備というものを予定していますけれども、そういうものだって、団地を閉鎖することによってしなくてもよくなるのではないのかと。その分の投資というものを、大別団地やセタニウシ団地のほうに振り向けることができるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺は、どうしてもこの3団地を維持しなければならないのかという議論というものを、しっかりとしていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

委員おっしゃる部分、頭数が少なくなるので、集約するという形というのは、今後につきましては、十分考えていかなければならない課題になってくるなと思っております。どうしても3団地にしなければならないというふうには、将来的にはなっていないので、どこかを廃止とか閉鎖、もしくは縮小とか、まず縮小から始まるのかなと思うのですけれども、そういった検討は、今後に向けて議論を加速させていきたいなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業使用料、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
5 目商工使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目教育使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項手数料 1 目総務手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目教育手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項 1 目証紙収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 1 6 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目商工費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目教育費国庫補助金。
7 番。

- 南谷委員 16 款 2 項 8 目教育費国庫補助金、41 ページです。

41 ページの 5 節、ここに 881 万 7,000 円、社会教育補助金、ここでもよろしいのですよね。

●委員長（竹田委員） はい。

●南谷委員 それでは、お尋ねさせていただきます。

アイヌ政策推進交付金881万7,000円でございます。アイヌの政策推進交付金で、国から交付金を受けますが、この事業種の流れと事業の内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら、アイヌ政策推進交付金881万7,000円ということで出させていただいております。こちらのほう、アイヌ民具の保存処理事業ということで、現在、海事記念館に所蔵しておりますアイヌ民具、主にといいますか、2点ございまして、衣服のものを2点、今回、アイヌ民族の資料ということで、修復して展示に供するというところで、今回、挙げさせていただいております。

こちら、衣服を専門業者、こちらは京都にある専門業者に運びまして、そちらのほうで、洗浄、衣服をきれいにし、さらに染料等が剥げているもの、そういう部分をもう一度染色し直して修復するというところで、こちらのものを挙げております。併せて、修復した後に、展示ケース、それを収めて展示できるように、展示ケースも併せて計上しているものでございます。

事業費の流れについてですが、こちら、これから今、交付金として申請しまして、内定を受けて交付されてくるのですけれども、実際、こちらの内容につきましては、この資料を運び入れる旅費であったり、そちらの修復のための委託料、そして、展示ケースの備品購入に活用していくという形になっております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 ちょっと確認させていただくのですが、2点直しますよということなのですが、2点は何と何ですか。現在、展示されているのでしょうか。それは、どこに海事記念館にあるといっても、しまつてあるのか、それとも、どのような保存をされておったものが何を、2点というわけだからズボンなのか、上に着るものなのか、それがよく分かりません。

それから、財源なののですけれども、今回ここに計上されているこの財源は全部交付金、100%交付金で充当できるのか、どうかと。細かいものはいいです。町の負担があるのか、ないのか、この辺についてははっきり説明してください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えいたします。

今回該当する2点の資料につきましては、アイヌ民族の伝統的な衣服であるアツシ、

こちらの衣服1点と、厚岸町の太田地区の礎を築いた太田紋助さんにちなんだ陣羽織のもの、そちらの2点を修復するということになっております。

アツシにつきましては、こちらのほう、郷土館で展示させていただいているのですが、やはりちょっと劣化がひどいということで、そちらを修復。陣羽織のほうは、海事記念館で収蔵庫のほうに収納しているということで、一般には展示していない状況でございます。

財源につきましては、国のほうが、この881万7,000円、そして、一般財源として220万7,000円を見込んでいるというところでございます。

●委員長（竹田委員） 8目教育費国庫補助金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目民生費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目土木費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 17款道支出金、1項道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目衛生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項道補助金1目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目消防費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目教育費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項委託金 1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目商工費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 18款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目生産物売払収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 19款 1 項寄附金 1 目一般寄付金。
7 番。

- 南谷委員 19款 1 項 1 目一般寄附金、47ページ、一般寄付金12億円、ここでお尋ねさせていただきます。

冒頭、会議の始まる前に修正がありました。ふるさと納税、町民にとっても大いに関心のある町の希少な財源であります。とんでもない話です、僕に言わせたら。きちんとしてください。

昨日の補正予算で、令和 7 年度、11億円の見込みと説明を受けました。ところが、ここでは 1 億円増額の12億円の計上となっております。この理由について、まず 1 億円増になっている、この要因について説明してください。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長）　まず、12億円を計上した理由でございますが、令和7年度実績見込みでは11億円、これにつきましては、昨年10月1日、このタイミングでふるさと納税の制度の若干の変更がありました。それはどのようなものかといいますと、インターネットを通じて、ホームページから寄付を申し込むのが大半なのですが、その際、サイトによりましては、ポイントといわれる独自のものを付与するといったようなところで、寄付者の囲い込みというのですか、今日寄付していただくと、何々ポイント10倍だとかという、そういうコマーシャルや何かいろいろ聞いたことがあると思うのですが、そのようなものが、9月30日をもって廃止となるといったところで、大きな駆け込み寄付が見られたといったような現象が起きたところであります。

昨日も若干述べさせていただきましたが、現在、いろいろな物価高の影響によりまして、その辺の駆け込みの寄付が、これは令和6年度のときにもあったのですが、お米関係と、その物価高による日用品的なものに寄付が流れていって、当町における全体的な寄付が1億円下がったというようなことで、私どもは分析しておりました。

令和8年度につきましては、令和7年度と同額の12億円を計上させていただきましたが、今年度も10月に向けて、若干の制度の改正が行われます。ただし、これについては、現状、私どもの事務的経費などの削減と、いろいろ内部経費、仕事のやり方を変えることによって、その部分、本来であれば寄付額そのものの上乘せを図っていかなければならないだろうというふうには思っているのですが、何とか吸収できて、現状のままでいけるのではないのかというような見込みを立てたところであります。

このような理由から、令和8年度の当初予算については、昨年の当初予算同額の12億円、この数字を私どもクリアしようというような目標等を掲げまして、予算計上したところであります。

●委員長（竹田委員）　7番。

●南谷委員　今の答弁を聞いていて、なるほどなと思うけれども、納得できないところもあるのですよね。仕事の内容の取組を変える、売上は扱いは同じだけれども、経費を下げてというふうに聞こえたのです。仕事の取組の体制を変えて、それで1億円も上がるのかなと言ったら、もうちょっと具体的に説明してください。僕の理解では、理解できません。職員の体制を変えるとか、整えるとかという、どういうふうにするのですか。それで1億円上がるのですか。

●委員長（竹田委員）　商工観光課長。

●商工観光課長（田崎課長）　まず、先ほど経費の削減というお話をさせていただきましたけれども、詳しく言いますと、本年10月からふるさと納税に係る経費率と言われているものです、現状は50%を寄付に入れます。すなわち、1億円の寄付があれば、5,000万は寄付として入れなければならない。そうすると、事務的経費というのは残りの50%、こちらにつきましては、もちろん返礼品としての金額だとか送料だとか、私どもの人件費だとか、システムだとか業者を使っている委託料だとか、こういうものがありま

す。これが、本年9月末をもって2.5%縮小しなければならないということです。

まずここは、ですから事務的経費を黙ってても削減するのか、または、例えば今まで1万円だった寄付のものを、同じもので1万2,000円だとかに増額して対応を取らなければならない。どちらかの二者択一になってくるのかなと思うのですけれども、まず、厚岸町といたしましては、事務的な費用をできるだけ抑え込んで、今までどおりの寄付額で寄付を募れるような、そういう体制をまず持っていくというのが、まず1点挙げられるところであります。

これに伴いまして、一般の寄付をする方からは、やはり9月までの間で、駆け込みというものが多分発生してくるだろうという見込みがあります。ただし、厚岸町につきましては、金額をこのまま維持していくことで、俗に言う、言い方はおかしいのですけれども、値上げということをしていないことによって、寄付者からの寄付を集めることが、何とかできるのではないのかとといったところが、この令和7年度決算と令和8年度予算の比較部分の1億円相当というようなところであります。

ただし、もちろん体制的にも強化を図っていきますけれども、新たな返礼品の開発も同時にいろいろと進めておりますし、現在は、うちの寄付でいうと、もちろん一番がカキではありますけれども、アサリが大幅に伸びてきているといったようなところがあります。ただし、アサリは単価的にやはり安い、低い金額なものですから、これをもっともっとPRすることによって、商売でいうと、薄利多売ではないのですけれども、そのような形で寄付者の方向性が変化しているところに柔軟に対応することによって、令和7年以上の寄付が集めることができるのではないのかとといったようなところで、この数字を計上したというところであります。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 一つには、その経費のほうを上げないで、上乘せしないで、よりよい今までどおりの単価で、寄付者に理解を得て増やしていきたいと、こういう努力をする。

それと、今聞いていましたら、観光協会のほうに委託をしていますよね、業務を。その辺、ちょっと僕もあまりよく理解できないのですけれども、体制の強化をしていくよと。厚岸町として、この取組体制に対して、観光協会のほうが窓口に、受け皿になっているわけで、体制強化というと、どうやっていくのかなというのがよく見えないのですよ。やはり、私も決して、12億円のものが15億円になる、20億円、30億円になってもいいただきたい、そんな思いでいっぱいでございます。そういう意味では、1億円が上がりすぎだとか、そういうことを言っているのではないですよ。もっともっと上を目指して頑張っしてほしいなと思うのですが、従来どおりでは、なかなか僕は伸びないのかなと思うから、質問させていただいているのですけれども。

先ほどからの話を聞いていると、どうもそういうものが見えないのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） 私からお答えさせていただきたいと思います。

ふるさと納税のこの向上、議員もおっしゃるとおりで、やはり厚岸町にとっては貴重な財源、これをやはり稼がなければならないで、言葉で、言い方であればですね。これは、私の本当に町長としての一番の肝入りだと思っています。

それで、今回の12億円ということで、この同額というのは、先ほどもご説明させてもらったとおり、令和7年度が11億円だったと。その要因が、いろいろと、先ほども観光商工課長からお話があったとおりではございます。

ただ、その内容がどうだかこうだということではなくて、やはり、これはふるさと納税を伸ばしていくというのは、やはりトップとしての姿勢も私は大事だと思っています。私も就任して以来、厚岸町の全部の事業者に回らせていただきました。また、漁業協同組合ともお話をさせていただきました。農業協同組合もそうでございます。組織の体制ということで、私の考えは、4月から新たなふるさと納税の係をつくると。ただ係をつくったから、そしたら金額が伸びるかということではございません。やはり、少しでも、1億円でも2億円でも上積みできるような体制を、やはり町としての姿勢が大事だということで、まず、その係りを立ち上げさせていただきたいという部分と、それと今まで観光協会にお願いしていた部分、ここを整理させていただきたいと思っています。やはり、一番大事なのは、行政が主導で進めると、このふるさと納税を、そして、観光協会にも一部その補助をしていただくということで進めさせていただきたいと思っています。

また、その返礼品に限らず、いろいろな体験だとか、今までも、各全国でいろいろなやはり、そのふるさと納税を伸ばしたいというところの自治体が、いろいろな活動をしております。やはり、この12億円から11億円に減ったという、その1億円をどうやって取り戻す。やはり、このリピーターというのも大事だと思っていますので、そのリピーターが、もう一度この厚岸町のために寄付をしていただけると、そういうような分析もしながら、そして、これは行政だけには限らず、やはり漁業協同組合またの農業協同組合、これを一体となって、皆さんでふるさと納税を厚岸町で伸ばして、その財源を、それぞれ産業または福祉・教育に活用していくということで、町一体となってふるさと納税の向上に向けて取り組んでいきたいということで、これは私の公約でも掲げさせていただいておりますので、それは町長として、トップとして、このふるさと納税を進めていきたいというような力添えでございます。よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 1目一般寄付金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

20款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目減債基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目まちおこし基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目老人福祉基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目環境保全基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目ふるさと納税基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10目再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 22款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目加算金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項預金利子1目町預金利子。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項貸付金元利収入2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
10番。

●堀委員 3目も大体同じなのですけれども、今回2万円の減というものとなっております。これは、元利償還というものが終わったために減になったのか、それ以外の要因というものがあるのか、これについて教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

令和7年度には、5人の方が償還しておりましたが、1名が令和7年中に完済してございます。令和8年は、4人の方から引き続き、返済していただくという予定でございますので、それで2万円減額させていただいております。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入、ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。
10番。

●堀委員 ここでも同じように、3,000円の減というものになっております。これについても、先ほどと同じような質問となるのですけれども、これについてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

十勝沖の関係でございますけれども、現在、2人の方の返済が、償還が残っております。なかなか、経済的に返済が厳しいという方ございまして、なかなか多くの返済というものが見込まれないということで、ちょっと予算を落とさせていただいております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、相手方と話して、返済計画自体は作られているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時02分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

税務課長。

●税務課長（本間課長） 貴重なお時間、大変申し訳ございません。

2名、現在、償還している者がおりますけれども、1名は、昨年度、ほかの税なのですけれども、解消したのですが、2月から貸付金の返済を再開したところであります。ですが、年金月に5,000円から1万円の訪問徴収をしているところでありまして、もう1件なのですけれども、現在、その方は亡くなっておりまして、現在は連帯保証人との折衝を行っている状況であります。なかなか保証人と言いましても、生活困窮者でありまして、実際に納付というのが滞っている状況でございます。そういうことから、3,000円減というところに至ったところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 休憩中にちょっと話していただいて、平成15年に起きた地震での援護資金に対しての収入というものが、ですから、もう25年くらいたっても、まだ返済が滞っている方がいるといった中で、言われたとおり、どんどん亡くなっていく方も増えていく。また、連帯保証人という方の経済状況というものも、今後変わっていくといった中では、無理してというまではさすがに言えませんが、でも、少しでもやはり多くの返済というものを受けた中で、できるだけ早期の完済というものを目指すように努力していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） 委員おっしゃるとおり、最大の努力はしているのですが、1名は少しずつでも、償還は進んでいる。1人は、残念ながら保証人との折衝なものですから、ちょっと停滞している。ですが、いろいろな角度から検証して、粘り強く償還者と、引き続き解消に向け努力していきたいと思っております。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） 6目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

4項受託事業収入3目衛生費受託事業収入。

●委員長（竹田委員） 6項雑入1目滞納処分費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目過年度収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目雑入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 23款1項町債1目総務債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目商工債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目消防債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目教育債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、54ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、65ページまでです。
7番。

●南谷委員 63ページです。

まず、真ん中の110役場庁舎整備事業530万2,000円。この事業の内容を説明してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 110の役場庁舎整備事業です、530万2,000円。こちらにつきましては、役場庁舎の照明、電気の照明等の改修となります。これは、年次的に行ってきたものですが、今年は、施工場所としまして、3階の議員控室、研修室、あとは展望台の休憩室、ペントハウス、あと1階、2階の廊下の照明を蛍光灯からLEDに変えるというような改修工事を令和5年から行ってきておりまして、一応、今年度、令和8年度で終了する予定となっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 110、分かりました。次に参ります。

130役場庁舎空調設備事業654万4,000円、空調設備借上料になっております。エアコンのことだと思うのですが、この事業の内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） こちらはエアコンになりますが、場所としては1階の中会議室、2階の大会議室と庁議室、主に町民も一緒に会議を行ったりするような場所に、まずはエアコンを設置するということであります。そのリースの形態は、総合政策課長のほうから説明いたします。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 内容について、私から説明させていただきます。

設置箇所については、総務課長からございました。事業費については、654万4,000円という金額となっております。こちらは、リースで行う予定でございます。

それなので、5年リースを考えておりまして、単年分の計上ということになりますので、5分の1の部分が、こちらに計上されているという状況でございます。ですから、この事業で言いますと、5年間で言いますと、3,272万円という形になろうかなと思います。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 5年間で3,272万円ですか。これについて、町長の所信表明の中でもあったのですけれども、学校を含めて、病院もやりますよね。今回これについて特に聞いたのですけれども、リースということになると、起債も何も借りていないですよ。単年度で、ぼんっと払ってしまうよと。ところが、5年間で払うとなると、3,272万円になってしまいます。1年ごとでは、これだけでは目立たないのですよ。

僕は、こう思ったのです。単年度で出すと、相対収支には、単年度、単年度で出てくるけれども、事業費、今回、ここにリースにした経緯、なぜリースにしたのか。正直言いまして、起債とかそういうものを借りると、裏づけがあるのですよ、補助とか。これをリースだと、財源内訳として、単費で一般会計から出っ放しになってしまうのではないのかなと。

ただ、出すお金は小さいですよ、5分の1だから。1年ごとでは目立たないけれども、裏づけが全くないのですよ。財源としては、ふるさと納税か基金取り崩しかなんか充当していかないと、この財源に当たりませんよ、一般会計から出すわけですから。

そういう意味では、北海道の中でも一番涼しい冷涼なところで、役場の会議室、冷房をつけなければならないのかなと。もっと辛抱しなければならない。今朝の新聞を見て、びっくりしました。厚岸町も有名になりました。ベスト10に入ります、単年度収支。前から、単年度収支について、僕は気にしておったのですけれども、厚岸町は、カキ以外にも有名なものが一つできました。北海道でベスト10に入ります、単年度収支が10番目です。非常にショックを受けました。けれども、令和6年度の決算については承認をしてきた自分にも、非常に複雑な思いであります。

そういう意味では、今回、これに至った経緯というか、私達も涼しいほうがいいで

すよ。けれども、お金の使い道についてはいかがかなという、多少私なりに疑念を感じるところでございます。

例えば、病院とか、病院は起債を借りてやりますよね、今回。だけど、心和園とかそういうところは、いろいろな施設、どうしてもやらなければならないところは、学校とかは、よしとしても、役場の中とか、そういう部分では我慢してもよかったのではないのかなと、私なりに考えるのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

財源というところなのですが、確かに、起債ですとか、補助金ですとか、そういったものがあれば、そちらのほうを利用するということは可能だったのかなという部分はございます。その辺も、私どものほうで調べまして、このエアコンをつける際、有利な財源がないかというものは探したところではあるのですが、なかなかそういった有利な財源のものがなかったというところでございます。役場庁舎という部分で言いますと、そういった部分では、ちょっとなかったというところがありまして、5年リースではなくて、単年で事業を行うとなると金額が大きくなるという部分がございまして、こういったリースという形を取らせていただいたというところがございます。

ほかの部分で言いますと、先ほど学校とかという問題もございましたが、学校等も、本来は交付金というものがあるのですが、3月補正でもちょっと説明書の中で書かせていただきましたが、その交付金というのは、なかなかつかない交付金であります。そうなりますと、その交付金を待っておりますと、いつまでもできないということになってしまいますので、学校は台数も多いことですから、そちらも今回はリースで対応させていただいているという状況でございます。

ほかにも全体的なことですから、私から話させていただきますが、町営牧場、それから、海事記念館のプラネタリウムについても、今回エアコンを設置しますが、そちらの部分についても、リースでという形で今回は計上させていただいております。

それ以外の部分で、先ほど老人ホームですとか、デイサービスセンターという部分がございました。こちらは、金額が大きい金額でございましたので、単年の事業で行うといったところで行っております。

それから、もう1件が学校の給食センター、こちらも単年の事業で行うというところで、財源的には行っているというところがございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 お話を広げてくれたのですけれども、私は、町長もいろいろ考えてここに至ったのだらうと思います。

ですけれども、我慢するものもしていかなければならない財政の事情だということ、私は、以前から進言してきているほうなのですけれども、このことについて、私以上に熟知しているのは、町長だと思っているのです。

だから、それを踏まえて、今回ここに計上したということについては敬意を表します。思い切って、町民のためにこれをやるよという決断をされた。財政の事情を十分踏まえている、一番の町長がこれに至った。それについては、異議は申しません。

けれども、今後、ものに取り組むときについては、今日の厚岸町の財政状況については、しっかり見据えて取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

エアコンにつきましては、先ほど総合政策課長から答弁あったとおりでございます。やはり、今年の暑さからいきますと、これは全ての公共施設につけるということは難しいのですが、やはり学校、そして、老人ホーム、病院だというのは、率先してつけなければいけません。そして、いろいろな有利な交付金、また起債というものもあるのですが、やはり交付金が見つからない。そして、厚岸町も財源が不足しているということでございますから、単年に、やはり大きな事業費を組んで、全部を一遍にということとはできない。それをできないために、今回、リースということで決断させていただきました。

今回、先ほど議員からもありました、新聞紙上でも、このような単年度の赤字収支ということでございます。厚岸町といたしましても、やはり先ほど議員からもご質問もありましたふるさと納税、そういうような自主財源を、やはりどうやって向上させていくかということ、増加させていくかということも大事だと思っています。その部分は、この町民の健康増進も大事ですし、お金にとらわれない部分もあります。

また、先ほど役場庁舎のところも、どうだったのだろうかというお話もありましたが、やはりこの町民のために働く職員も、職場環境という意味では、今、事務室には一つ一つはつけられないものの、やはり会議室等で涼む場所、また、町民の皆さんが来て会議をする場所といったところで、快適なところを、部屋を作るという意味でエアコンをつけさせていただいたということでございます。

これから、本当に今、物価高、そして人件費増、そして、さらに人手不足ということでございますが、厚岸町といたしましても、やはり町民サービスを維持していく、そして、財源を確保しながら財政運営していくという強い気持ちを持って、町長としてもこれから進めていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 補正でもお聞きしましたが、そのときに、行政報告について非常に含みの多い答弁をなさったので、いろいろと考えることがあるのだろうなというふうに、私は勝手に推測いたしまして、新年度でもう一度お聞きするということなのですが。

まず最初に、今までこう進めてきた行政報告の、大雑把にしか言えないと思えます

が、こういう場合には行う、こういう場合には行わないというか、こういう場合に行うということが決まればいいのかもしれませんが、その一応の基準みたいなものは、どういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

これまでの行政報告の例を申し上げますと、やはり大きな災害があった、それと行政の不祥事があった、また、近年でいきますと、やはりコロナの感染症なんかの部分で行政報告させていただいています。やはり、どちらかという、マイナスと言ったらあれなのですけれども、やはり広く町民の皆様こういうことがあったという部分に対して、行政報告を行ってきたのかなと思っているところであります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 何かそういうイメージがあると思うのです。マイナスの話をするというように。だけれども、本来、行政報告というのは、そういうものだとか誰かが決めているわけでもないのですよね。だから、その辺りはもう少し明るく考えていったほうがいいと。

それで、私もちょっといろいろな方から話も、このところではないです、もう相当、1 年、2 年前から聞いていることを思い返してみますと、町によっては、前の定例会から今回の定例会までの3 か月、その間の自分の町の社会状況、経済状況、それから、行政としての出来事、そういうものを、これからやるという話でもいいのでしょうかけれども、町長が、町民に広く語りかける一つの場として使っているという例もあるようです。

そういうことを含めて、行政報告の活用ということを考えていくべきではないかという気がするのですが、そういう点ではいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

昨日、議員からのご質問がありまして、私もちょっと調べさせていただきました。いろいろなところで、行政報告ということで定例会ごとに、やはりいろいろな自治体が広くこの行政報告を使って、町民のほうに周知していきたいという部分で、この行政報告を活用しながら進めているということで見えていました。

私の考えといたしましても、やはり、例えば税金の使い道はどうなの、そして今、役場の仕事はどういうことをやっているのだということを、やはり、広くこの透明性を持って町民に周知するということは大事だと思っております。そういう中では、今までも、議員協議会ということで説明させていただいたという部分もあるのですけれども、そういうところもやはり、この行政報告で報告すべきものなのかどうかというのがあるのかなと思っています。そういう意味では、私のほうも、この行政報告を活用しなが

ら、やはり町民のほうにも周知していくのは大事ではないかなと思っています。

ただ、今すぐ、はい、分かりました、やりますよということでは、なかなかいきませんので、ここを勉強させていただきたいと思っています。こういった形で、どういうものを、やはり行政報告で出させていただくか、これは議会サイドと、今までも議員協議会でも説明させてはいただいておりますが、それも含めた中で、こういったものを行政報告を出して、そして、町民の皆さんにこういった形で広げていったほうがよろしいかということで、いろいろご相談させていただきながら進めさせていただければと思っています。

これを、そうしたら、いつからやるのだという部分でありますけれども、次の議会なのか、もしくは9月なのかということはあるのですけれども、ちょっと私たちも勉強させていただきながら、こういった形でそういう報告をさせていただくかということで、申し訳ございませんが、一緒に考えさせていただきたいと思いますので、まずは、私たちの案をつくってから、議会のほうにお示しさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 私のほうでは、まず先ほど出ました空調設備ですね。5年リースという話でありました。労働環境衛生の改善というものが必要だという中では、このような設備も、やはり入れていかなければならないというのは理解するのですけれども、5年リースといった中では、5年後も、また新たな機械を入れていかなければならないのか。それとも、昔は言っていたのですが、ファイナンスリースのように、5年間でもって、財産をリース社のほうに譲りを受けた中で、以降は、リース代などもない中でやれるような、そういうような契約になるのか、まずこの点について教えてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

ただいま、堀委員から話し合った後段の部分です、5年後はうちのほうのものになって、その後は発生しないと。言ってしまうと、工事費用等の分を5分割でリースで払うというような状況です。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、5年で対応が来てしまうものではなくて、その機械自体は、やはり8年、10年と長く使えば使うほどいいわけですから、普段のメンテナンス、毎年のメンテナンスというものもしっかりと考えて、機械が長持ちするようにしていただきたいなというふうに思いますので、そういう管理というものをしっかりとさせていただき

いなというふうに思いますので、お願いいたします。

それとあと、町民ホールに公衆無線LANの環境整備をするということで、予算要求がされております。これについては、どのようなものが入って、どのような利用形態というものになるのか、これの点について説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 私からは、前段の部分、保守の関係でございます。
そちらのほうは、しっかりとやっていきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） それでは私からは、公衆無線LANの関係です。

こちらにつきましては、来庁者に対して、行政サービスの提供ということで、ホールのほうにアクセスポイントを一つ、つくりまして、あくまでもこれはホールで使えるような部分になります。それは、工事としましては、情報処理室のほうから線で引いて、アクセスポイントを今の真ん中ら辺にある柱とか、そこら辺でもつくって、使えるようにするということです。

それには、やはりセキュリティ等もございますので、そちらに関しましては、認証するメールアドレスとか、あとは電話番号ですとか、それで本人から認証して、認証を受けてというようなところでも、ただ単なパスワードとか、フリーでつながるようなものではなくて、認証形態にしようと考えております。

それも一応、長い間ずっと使っているということもありますので、ほかのところも参考にしたところ、1時間で1回切れるようにするですとか、そういうような方法でやっているところもあります。ほかの市町村も、最近は結構入れているところがありますので、まず町民の来庁者を対象に行いたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

アクセスポイントというのは1か所だといった中で、どのくらいの容量といったらいいですかね、接続者が増えれば増えるほど、やはりつながりづらくなるとかという話にもなると思うのですけれども、大体どのくらいの数の方が、通常自宅でWi-Fiとかで使っているような環境でも使えるような状況として想定しているのかというものを教えてください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

どれぐらい何台とかというのは、あれなのですけれども、今、うちがやっているの

が、総務省で出しておりますW i - F i 提供者に向けた対策手引きというものがあるのですが、使用しますが、そこの中では、一応、伝達規格という大きさがあるのですが、使用する周波数と、あとは、周波数でいくと2.4G H z から6 G H z ですか、その範囲で今、厚岸町も考えているのですが、今これで、どれぐらいというのは、まだはっきり言えないのですが、この中の範囲でやることは考えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 できるだけ、ギガヘルツが大きければ、大きいほどいいかとも思うので、そこら辺は検討していただきたいなと思うのですが、あと、一般来庁者の方々が使いたくても、多くが職員の方々がアクセスしてしまうと、結果的に、一般来庁者が来ても、なかなかつながらないよとかという、そういう状況にはならないようにするためにというのは、どのように考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 基本的にといいますか、職員はその時間帯は使うことはないと思います、業務中ですので。そのときには、それぞれの課なり、自分たちのパソコンでインターネット等とは見ますので、使ったとしても昼休みですか、そういう部分にはなるのかなと思いますけれども。職員も、そういう時間帯ですとかは、ちゃんとした、使用するときには、そういう条件ではないですが、あそこにも使用方法とかはあります。そのときには、職員に対しましては、勤務時間内は絶対だめですよということにはなると思うのですね、私用になりますので。それなので、そこら辺は周知していきたいと思います。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目一般管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2 目簡易郵便局費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目職員厚生費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4目情報化推進費、73ページまで進みます。
4番。

- 金子委員 4目情報化推進費の中の、69ページ、町公式LINE整備委託料と公共施設利用予約システムについてお尋ねいたします。

まずは、町民向け情報発信アプリとありますが、例えば、どのぐらいの町民の方が、この町の公式LINEを登録して、どのような情報を発信するつもりなのか。あと、公共施設利用予約システムというのは、どの公共施設で利用できて、このシステムだけでしか予約できないのか、今までと同じように予約も併用でできるのかなど、どのような公共施設の利用予約がこれから進んでいくのか。この2点について教えてください。

- 委員長（竹田委員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） まず、町公式LINE整備についてですが、SNSの中で利用率の高いということで、公式LINEを整備しようということで、その発信する内容なのですけれども、管内でも多くの市町村が、この公式LINEを運用しております。生活に身近な、例えばごみの分別ですとか、ごみ出しの曜日ですとか、そういった身近な情報ですとか、あるいは、災害に関連する情報ですとか、そういったものを今、実際にどういったものを載せたほうがいいのかというのは、各課で集まって協議しながら、その構成を、検討を具体的に詰めていくという作業を、これからちょっとしようと思っております。

ただ、一般的に多くの市町村が情報を発信しているようなものというのは、例えば、この次にある公共施設利用システム、これについてもこのLINEの中で、そのメニューから予約システムのほうに行けるようにするですとか、そういったことも考えておりますので、各担当等も協議しながら、町民の方が利用しやすい内容にしていくように、他町村の事例もいろいろ見させていただきながら、詰めていきたいというふうに考えております。

それと、公共施設利用予約システムにつきましては、筑紫恋のキャンプ場、それと、あとはB&G海洋センターですとか、「あすた」ですとか、体育施設です、スポーツ施設というのですか、そういったところを予定しております……。

すみません、ちょっと一回休憩よろしいですか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） 申し訳ありません。先ほど言いました筑紫恋のキャンプ場、B & G海洋センター、勤労者体育館、あすた、それと温水プール、あとは、移住体験住宅、それと、真龍小学校の生涯学習としての施設の利用の部分、そういった部分に、この予約システムで対応するということです。

それと、オンラインでの予約以外でも、これまで従前同様に、電話等での予約も併用して行うということになっております。

- 委員長（竹田委員） 4 番。

- 金子委員 大体どういうことができるかは、分かりました。公式LINEも、これから協議してどういうことをやっていくかというお話で考えているということで理解しましたが、例えば、町はもう既にSNSで、Facebookだったり、Xだったり、あと協力隊も、そういうふうにFacebookだったり情報発信しているのですが、正直言って、どのSNSも、登録者数とか、自分が見たときの限りでいくと、パッとしないと言ったら悪いですけども、パッとしていないと思うのですよ。

その原因というのは、考えた上で進んでいない、やっているのではなく、ほかがやっているからやっているという形で来ているのも要因の一つだと思うのですよね。

そういう、今の現状を考えた上で、これから新しくLINEも町の公式として取り入れるということなら分かるのですが、ほかの町村がやっているから、公式LINEをやるという考えで今回やるのか、それとも、今までのSNSを活用した町の経験を基に、こういう効果があると、例えばLINEの登録者数、町民8,000人の中の1,000人から2,000人登録してくれるとか、そういう考えた計画の基にこれを立ち上げるのか、その辺りは、どちらの考えでやろうとしているのかを教えてくださいたいです。

- 委員長（竹田委員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） LINEの導入につきましては、当然、ほかの自治体が行っているから我々もやらなければならないというような考えに立っていることは毛頭ございません。

先ほどもお答えさせていただきましたが、数あるSNSの中で、LINEというのは、非常に利用者の割合が高いということで、そういった情報発信ツールとしては有効に活用できる、そういった意味で、ほかの自治体においても、多くがLINEを活用しているという状況にあると認識しております。

厚岸町におきましても、情報発信ツールが多いに越したことはない、多いほうが、より情報を伝えられるということもございますので、そういった利用率の高いLINEを活用して、身近な情報からいろいろと発信していきたいと。Xですとか、Instagramというのは、町からの一方的なといいますか、メニュー化されていないもので、投稿をどんどんしていくというようなスタイルになっておりますが、LINEというの

は、町民が求める情報を公式、企業とかでもありますけれども、下からメニューが立ち上がって、いろいろなメニューを選んで、利用者が知りたい情報をそこから求めることができる。あるいは、これまで防災行政無線やＩＰ告知端末、広報支援の折り込み等でお知らせしているイベント情報とかも、プッシュで通常のトーク画面でお知らせするというような、非常に効果的な周知ができるというような状況がありますので、そういったことで、厚岸町においてもＬＩＮＥを導入すべきだというふうに判断したところでございます。

●委員長（竹田委員） ４番。

●金子委員 課長の説明どおりは、大体どういうシステムでやろうとしているのか、あくまで、住民サービスを充実させるために、ほかの町村がやっているからやるわけではないということは理解いたしました。そして、公共施設利用予約システムに関してもなのですけれども、そういう思いで、こういうふうに新しく住民サービスを充実させるためにやるのであれば、なおさら先ほどの答弁のように、これから自分たちの役場内で何がいいか、みんなで協議し合う前に、これを出す前に協議して、こういう事情があるからこれをやるという前提で、こういう事業を、協議することも大事なのですけれども、やる時点で、こういう需要が町民からあるから、こういう目的を達成するためにといって、もっと細分化、最初に計画をもっと具体的にして、勝算のあるＳＮＳだったり、住民サービスを充実させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 委員おっしゃいますとおり、新年度予算に計上しておきながら、具体的な内容があるということでは、ちょっと反省させていただいているところでございます。

ＬＩＮＥを運用した上で、どういった機能が必要かという部分につきましては、随時、内容を変えることも柔軟に対応できるものになっておりますので、そういった運用をしていく中で、町民の皆さんからの意見、こういったメニューが欲しいだとか、ただ、システム上、できる、できないが当然ございますけれども、そういったものも運用していく中で、反映については検討するですとか、できるだけ町民が使いやすいものにしていくように努めさせていただきたいというふうに考えております。

●金子委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

４目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

72ページ、5目交通安全防犯費。

2番。

●室崎委員 町長の執行方針の中で、「厚岸警察署や関連団体と連携し、防犯活動を行うとともに、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動を継続する。」という一節がございます。ここで言う「ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動」というのは、具体的にどんなことをやっているのですか。この文面からだと、もう既にやっていることのようにも思われるので、その内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ドライブレコーダーによる見守り活動というのは、令和6年度の途中から実施しているものでありまして、内容といたしましては、各事業者の方に依頼、お願いして、ドライブレコーダーを搭載している社用車、例えば、郵便局であれば配達の手でであったり、公共交通であればバスであったり、タクシーであったりといった事業者は、こういう見守り活動をしていただきたいということで、依頼を、お願いをして、了解をもらった事業者と協定といいますか、申し合わせをして、万が一、事故や事件が起きたとき、警察の捜査でそういうレコーダーの情報が欲しいという警察の申出があったときに、事業者が、警察のほうに映像データを提供できるという協定を警察のほうと結んでおりまして、そういった事業を令和7年度も実施しておりますけれども、引き続き、令和8年度も実施していくといったような内容になっております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 事業者と警察の間の協定なのですか。町は、どこにどういう形でもって、入っていくのですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

委員会ではなくて、臨活議連と議員会がありますので、このまま昼食にいたします。

再開は、13時といたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

2番室崎委員に対する町民課長の答弁からお願いします。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） 2 回目の答弁をさせていただきます。

まず最初に、先ほど私が説明した中でちょっと漏れがありましたので、説明の追加をさせていただきたいのですけれども。町が募った事業者のドライブレコーダーということでお話しさせていただいたのですが、町が所有する公用車についても、この事業の対象であるということを説明漏れていましたので、追加させていただきたいと思います。

その上で、町のこの事業に対する役割についてですけれども、まず、厚岸町と警察署の厚岸警察署で協定を結んでおりまして、厚岸町は警察の求めに応じて、事業者から情報を提供してくださいというお願いをするような役割を持っておりまして、提供があった場合は、警察署に役場のほうからその記録を、データを提供するといったような流れになっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。まず一つは、公用車に一定の間記録されるのでしょうか、ドライブレコーダーというのは、どんどん自動的に更新されていきますよね。そのデータを、捜査に必要な場合には協力して提出しますよと。それから、もう一つは、それは強制はもちろんする話ではないのだけれども、事業者に対して、スムーズにいくように仲介の労を取りますよと。その二つをもって、防犯対策としてドライブレコーダーを活用したこの見守り活動というものを進めていますというのが、この文章の意味であると。それでいいのですね。分かりました。

それで、どうなのですか。実際に、やはり何回か役に立ったことがありますか。ないに越したことはないのだけれども。それも答弁してください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

この事業が始まったのが令和 6 年の 11 月 13 日に協定を結んでおりますけれども、それ以来、1 件も今のところドライブレコーダーのデータの提供を求められたという事実はございません。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 いや、厚岸は、そういう恐ろしいことがない町だということで、大いに結構だと思います。こういうことをやっているのですよということを、やはりみんなに見せるということは犯罪の予防につながると思いますので、その辺りもご検討いただきたい。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） この事業が始まる際には、こういった事業を行っていますとい

ったような内容で、ホームページには掲載させていただいております。

それと、最初に説明すべきだったのですが、実は、参加している事業者、それから町の公用車には全て、見守り中というステッカーを貼らせていただいている、そういった意味でも抑止活動になるのかなということで、それは継続していきたいというふうに思っています。

それと、改めて今回ご質問があった中で、もう少しこういった活動を広く町民の方に知っていただくためにも、改めて広報紙ですとか、そういった部分でもPRしていきたいというふうには考えてございます。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（竹田委員） 5目交通安全防犯費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。
6目行政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目文書広報費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目財政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10目企画費、87ページまで進みます。
4番。

ページ数が多いので、ページ数と番号をお願いいたします。

●金子委員 87ページ、090地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

現在2名が活動していて、新たに10人を募集する際の募集の経費ということで計上していると思いますが、この募集をかけるに当たって、新たに10人加わって12人ですね。地域おこし協力隊自体が、移住・定住事業として募集していると思いますが、町の想定

としては、その12名のうち3年後、任期満了した後に何名が残るという想定で募集を出しているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

地域おこし協力隊のご質問かと思います。委員おっしゃられるとおり、現在2名、それから、これから10名の隊員を新たに募集するという内容でございます。

実際、今、2名いるうち1名が、今年の9月で3年間の卒業というところを迎える予定であります。それから、もう1名は2月にまだ就任したばかりですので、これからという形になろうかなと思います。今、1名、卒業する予定の方がおられるという話をしましたが、その方については、今のところ、厚岸に残る意向があるというふうに伺っております。これからの10名については、これからのことですので、残るとか、残らないとかというのは分かりませんが、残っていただけるよう、そういった募集をしていきたいというところでございます。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 ご説明いただいて、そうですね、新しく入った人がどうなるかと、これからが分からないというのはあるのですが、町の思いとしては、当然、移住・定住、定住というところでいけば、その後も住んでもらいたくて、町長も地域おこし協力隊に力を入れてやっていきたいというお考えで進めていると思います。

その中で、もう一点お伺いしたいのですが、今いる2名を除いて、過去今まで、僕がいたときから考えると、10年ぐらいこの制度で、厚岸町に協力隊が来ているのですが、何名来て、今現在で何名定住して残っている方がいるかが分かるのであれば、教えていただきたいのですが。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今、数値的なものは、何人来て何人というものが、私、今、手元にないのですが、私が記憶している中では、6割程度の方が一時期定住されて、その後、何年か後に転出された方も何人かおられます。ですから、卒業された後に定住した方というのは大体6割ぐらいという形です。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 分かりました。4割、途中で定住してからも出ていったとかはあると思うのですがけれども、やはり町としては、その後住んでもらうのが目的で、長く住んでもらいたいし、それによって地域も活性化していったり、変わったりする可能性があるので、

簡単に言うと半数ぐらいの人はいない状況で、今、新たに募集をする状態だと思うのですよ。

その上で、今までなぜその方たちが定住しきれなかったのかというところを考えた上で、これからも募集をしていただかないと、よくてその半数という、一時的でも半数ぐらい、半数以上6割の方が確かに残っていたかもしれないけれども、やはり半分の方はいなくなっているというのは、町にとっても、町民にとっても損失になると思うのです。その辺り、今回募集に当たって、過去のそういう出ていった方たちの状況や問題点も踏まえた上での募集をしているという考えでよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

町の状況、先ほど6割というお話させていただきました。全国状況を見ますと、全国のほうも6割程度というのが現状でございます。ですから、厚岸町としては6割ですので、同じようなパーセントかなというところではあります。

ただ、やはり委員おっしゃられるとおり、その後何年間住まれて、またどこかに行かれたという方もおられますので、そういった中では、やはり長く厚岸町に住んでいただけるというほうがいいことではございますので、その努力はしていかなければならないかなと思っております。

これから募集する10人については、確約はできませんけれども、そういったものを、長く住んでいただけるという状況をつくりつつ、そういった募集の方法もあるのかなということは考えております。

やはり3年間、どの分野になるかは分かりませんが、3年間隊員生活を送った後、その後が多分大事なことになるのかなと。多分、委員も今、定住されている方ですから、そういったところが大事なところなのかなと思いますので、その3年間の中で厚岸町を好きになっていただいて、厚岸町にそのまま定住するというような状況をつくっていくということが大事なかなと思っておりますので、努力を続けていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 10目企画費、他にございますか。
2番。

●室崎委員 87ページの番号で言うと100、奨学金返還支援の事業です。これ、概略を説明していただきたい。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 奨学金返還支援、こちらの制度の説明させていただきます。

こちら、今回新しく創設させていただきますが、返還する奨学金に対して、月額3万

円の上限で、5年間支援するという制度でございます。

その中身としましては、その補助金の交付対象となる奨学金が、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、無利子の部分。それから、独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金、これは利息がある奨学金。それから、厚岸町の奨学金貸与条例に係る部分と、他の地方公共団体についても対応する奨学金の部分。それから、それ以外で、町長が特に認める場合の貸与奨学金というところの対象となる奨学金の返還に対して、町が支援を行うといったものでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 ちょっと私の質問の仕方も悪かったので、聞きたいところは何も答えてもらえなかったの。対象となる人の要件、こういう話は、町中にもぱーっと流れます、いい話ですからね。そうすると、今、厚岸町に住んでいる人だけを対象とすると考える人もいるし、厚岸町の出身者が、この奨学金の返還で苦労しているのは、厚岸町の出身者であろうと、なかろうといいのですけれども、大学に入って、そこでこの返還義務のある奨学金を得て、アルバイトもしながら大学を出て就職したのだけれども、その返還でもって、非常に苦労しているということが国会にまで取り上げられているのですよ。そういう厚岸出身者を援助するんだというふうに捉えている人もいるのですよ。

だから、住所要件というか、居所要件というか、その辺りを相当きちんと打ち出さないと誤解する人が出てくるのではないかと思うのです。今、その話がなかったのですよね。それで、もう一度説明していただきたい。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 申し訳ございません。対象者の要件というところかと思えます。

まず、厚岸町に住民登録されておりまして、今想定しているのは、年齢が40歳以下の方ということでございます。

それから、この制度を始めた場合に、厚岸町内の職場に正規社員として5年以上継続して就業見込みがある者というところでございます。

あとは、奨学金の返還に対して、ほかからの補助を受けていないことですか、あとは、町の滞納がないことだとか、そういった、あとは暴力団の推進に関する条例の者ではないことというようなところの要件がございます。

あと、町外から来た方とか、もともと町内にいる方という要件の部分なのですが、これは問わずという形になります。もともと厚岸町におられて、大学に行って、また戻ってこられてという方も対象としますし、ほかの町におられて、厚岸町に来て就職された方、そういった方も対象というふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番。

- 室崎委員 最後の話になるのですが、というわけだから、いわゆる移住・定住というものを狙った制度なのですよということになるわけですね。そこちゃんと言ってほしいのです、ポイントですよ。

それで、向こう5年間以上はここにいるであろうという人、どうやってであろうになるか知らないけれども、というようなことも要件に入るのですね。要するに、ちゃんとここで就職してなければだめですよと、そういうことですね。

それで、5年たって、この制度を利用して補助金をもらって、奨学資金を返せたらいなくなってしまったということは、これは仕方がないと。そういうことですか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

5年以上いてほしいというところはあるのですが、今、この11号の参考資料ということで、奨学金返還支援補助金に関する資料という資料を出させていただいております。

この中での想定の中で、5年住んでいただくと、税金や交付税の金額と補助をした金額が大体同じ金額になるというような想定もございまして、出したお金がとんとんと言いますか、というものの計算のところもちょっとございまして、5年以上いてくださればいいのですが、5年の中で何とかその部分は満たされるのかなというところがございます。

- 委員長（竹田委員） 2番。

- 室崎委員 まあ、そんなあからさまに、はい、5年たちました、これでもう、補助金がないから、私いなくなりますという人はいないと思いますけれどもね。

いずれにしても、都会で暮らした場合には生活費が非常に高いのですよ。今、それこそ安いアパートを借りても、畳1畳幾らするのかな、目玉が飛び出るほど高いでしょう。そういう中で、上乘せされる奨学資金返還というのは非常に大変なようですね。厚岸で暮らす場合には、それから見たらはるかに生活費が安いのですよね。

だから、その意味で、ありがたみというのが、どうなるのかなという気はするのだけれども、こういうことをして手当てしますから来てくださいと、ここで住んでみませんかという一助になるということでは、私も理解できますので、やはりこれも上手にPRしてほしいなと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、若いときというのは、やはり給料が安いといいますが、そういった時代もございまして、奨学金の返還という金額が結構な金額になっている方もいるというお話も伺っております。そういった時代といいますが、そういう5年間で、少しでも手当てして、厚岸町に住んでいただけるように、いろいろな場面でPRし

ていきたいと考えております。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 私も、企画費で質問させていただきます。何点かあるので順番にいきたいと思います。

まず、83ページ。082の町おこし補助金からお聞きします。

1件、200万円を計上されております。現在、この200万円を使つての町おこし事業というものを行う予定というものがあつた中での計上なのか、それとも、これから起こり得るだろうということでの目算での計上なのか、この点について教えてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

予算としては、これから起こり得るだろうという体で、今見ております。これから、出てくる可能性はあります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それで、町おこし団体というものの登録というものは、されていないかなというふうに私は記憶していたのですけれども。例えば、一度、町おこし補助金を使った団体があつて、代表者や名前を変えた中で、同じようなイベントをやるといったときに、新たに町おこし補助金というものを活用した事業ができるのかどうなのか、この点について確認したいのですけれども。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

この事業は、3回まで利用できるというところですが、過去の中では、登録を変えてということは多分なかったと思うのですが、今のところ、そういったことは想定はしていないというところではございます。

●堀委員 可能かどうかというところ。

●総合政策課長（平下課長） 休憩をお願いします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後1時24分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。
総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を大変申しわけございません。

このまちおこし補助金に関しましては、取扱要領というものがございます。その中で、団体の活動が主に3年以上で、5名以上の団体というものがございまして、先ほど言われました、名前を掛け替えといいますか、そういったものの場合は、この構成員を見て判断しているというところでございます。

ですから、例えば、誰かその1名が違う団体を立ち上げたということであれば、可能な可能性はあるかなと思いますが、そういった構成員を見て判断をしているというところでございます。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 分かりました。そうすると、申請あった段階ごとで、その団体の構成というものをきちんと取りまとめた中でやっているということですね。分かりました。それがなければ、団体登録制度みたいなものを別にやる必要があるのではないのかなというふうに思ったので、質問させていただいたのですけれども、都度されているのであれば、それはそれでいいかなというふうに思います。

それで次です、その次の084から087までの移住・定住というものについて、お聞かせ願いたいと思います。

移住・定住関連の施策というものが、この四つの事業で行われているのですけれども、昨年度末までの実績というものはどのようになっているのでしょうか。額がどうのこうのではなくて、何件が、この事業を使って移住・定住されたのかということについて教えてください。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

まず、83ページの移住・定住の部分で言いますと、こちら、移住・定住のフェアといいますか、その移住・定住者に対する説明会を行っております。去年も東京に行って、その説明会に行ってきたしております。そういった中では、その定住の説明会の際に対面でお話しして、このときは、たしか15から20名程度だったと思うのですが、その人とお話をして、厚岸町のアピールをしてきているというところです。うちのほうの担当と、それから地域おこし協力隊の1名の3名で、去年対応して、そういった移住・定住の興味のある方にお話をしているという状況がございます。

続いて、移住・定住住宅ですね。移住・定住住宅については、こちらは令和7年度、途中の段階ではございますが、13件、3組の方が利用されております。全部で、日数的

には337日間、それを13で割りますと平均で25日程度、厚岸におられた方がございます。時期的には、やはり夏の時期、5月から9月が一番多くおられた状況がございます。

それから、移住支援金です。移住支援金については、こちらのほうは、実績はございません。令和3年からこの制度がございますけれども、今のところ実績がないような状況となっております。

それから、移住・定住促進のほうは、こちらが家賃支援と引越支援を行っている部分です。こちらは、引越支援が、今のところ実績は4件ほどでございます。それから、家賃のほうは、実績は14件ほどございます。まだ途中ですので、これからの可能性もありますので、そういった状況となっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、移住体験住宅については、3組13件で、337日、平均25日間、夏期間のやつなのですね。これらの、ここを利用した組というものが、実際に移住・定住につながる感触というものはあるのでしょうか。ただ単に、夏場に涼しいところに来て、別荘代わりにして、安い住宅料でもって、一時居所としてやられているだけではないのかという心配をするのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

年齢層的な利用状況というところになってくるのかなというところもあります。年齢層的には、ある程度の年齢の方が多いことは確かです。

ですから、それが移住・定住につながる、若いから、年齢が年配の方だからということはないのかもしれませんが、状況としては、年配の方が多いというような状況はあります。

ただ、やはり可能性が高いのは、年齢層が若い方、30代、40代、もしくは50代の方という方々が来ていただけるのがいいのかなという状況はありますが、確かに、委員ご質問のあるとおり、そういった方の人数というのは、少ないという状況にはあります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 では、利用料を取っていると思うのですけれども、もっと上げることも検討する必要があるのではないのかと。今の状況は、確かに移住・定住で、そこからつながってくればいいのですけれども、それがありませんから、そういった中で、比較的高齢な方々、余裕のある高齢者の方々が涼しいところに来て、夏場だけちょっと涼んだところに、ちょっと変わったところに住んでみようかというような安易な気持ちだけで、この町有施設を安価に使われるというのは、甚だちょっと遺憾に思うところもあるので、やはりそういったものに対しての利用料的なものは、やはりしっかり考えるべきだとい

うふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

確かにそういう涼しい時期に来られているというところもないわけではないでしょうけれども、ただ、関係人口という部分で言いますと、そういった方からもしくはお子さんにとかという印象を、厚岸という町を知っていただいて印象を与えるという効果もないわけではないかなというところがあります。

また、先ほど申し上げたとおり25日間というある程度長いスパンの居住をしていただくということは、厚岸町に何らかの経済効果といたしますか、そういったものもゼロではないと思うのですね。ずっと厚岸におられるかというのと、そうではないケースもあるようではございます。確かに、近隣を回られているという方もいるという状況は聞いておりますが、いろんなそういった波及効果といたしますか、そういったものもあるとは思いますが、料金については、当時、私この制度をつくったときに関わりで、この制度の金額を定めさせていただきました。何とか移住体験住宅のいろいろな高熱費だとか、そういったものがペイするような形で、この金額を設定させていただいたところでありますので、どういった方法でそういった料金改定ができるのか、見直しは行っていかなければならない部分はあるかもしれません。ちょっと検討させていただければなと思います。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 次に行きます。

体験型婚活イベント、089です。説明では、町民同士の出会いの場を創出するためにスパイスカレー作りの婚活イベント、こういうイベントを開くのは大変よろしいと思います。対象となるのは、町民だけなのか、それとも、広く町外にも参加というものを求めるようになるのか。また、その年齢的なもの、上限の何歳までというものがあるのかどうなのか、ここら辺についてはどのように考えているのでしょうか。

●総合政策課長（平下課長） 休憩をお願いします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時42分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　たびたびすみません、貴重な時間を。

対象者につきましては、今想定しているのは、20代から40代の未婚の厚岸町民の方を想定してございます。

●委員長（竹田委員）　10番。

●堀委員　分かりました。では、町内在住の方々というわけですね。それで、十分というか、できるだけたくさんの方々が集まっていただけるようにしっかりと宣伝なり、また、参加して楽しかったというようなイベントにするように努力してほしいなというふうに思います。

続きまして、87ページの100奨学金についてお聞きします。

先ほど2番委員が、支給条件というものをお聞きされました。町内在住で、40歳以下。厚岸町には就職を5年以上する見込みのある方というようなことが、まず出されておりました。

それで、資料も頂いて、算定根拠などもいろいろといただいたのですが、一つ気がかりなのが、厚岸町内での就職要件を定めているようなのですが、憲法の22で職業選択の自由というものがあるのですけれども、そこにぶつかってしまうのではないのかなというふうに思うのですよね。

この奨学金自体の算定根拠としては、あくまでも住所を有している方の交付金なり、何なりといった中で算定はしているのですけれども、職場までも、町内に限定してしまうと、職業選択の自由というものを著しく脅かすことになるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういう懸念というものはないのでしょうか。

●委員長（竹田委員）　休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時48分再開

●委員長（竹田委員）　再開します。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　貴重な時間を申し訳ございません。こちらのほうは、うちのほうで今回の補助金の対象者としているのは、町内の職場に就職ということで、職業の種類だとか、そういったものを規定しているわけではないので、そういった選択の自由には抵触しないのではないかと考えてございます。

●委員長（竹田委員）　10番。

- 堀委員 町内に十分な、様々な職種・業種があって、いろいろな就職先があるのだったらいのです。そういう状況ではないでしょう、厚岸町というのは。そういったときに、限定してしまうことによって、逆に言うと、門戸を狭めてしまう話になるのではないですか。

大事なのは、厚岸町に住所を有していただくのがまず第一だよと。それから、その人が自分に合った職を、厚岸町から通っていただくのであったら、それはそれでいいのではないですか。それでもって、やったほうが、より厚岸町に住んで、制度を利用した方々というものは出るのではないのかなという。厚岸町で働かなければならないのであれば、まず、厚岸町での就職先というものは、自分に合うのかどうなのかというものを、まずは、そこから始めなければならぬのであれば、非常に門戸の狭いものになってしまうのではないのかなというふうに懸念するのですけれども、その辺については、どのようにお考えなのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、門戸を狭めるということもあるかもしれませんが、やはり、厚岸町に住んでいただいて、厚岸町の住所を有するところに、どこかに就職していただくと。厚岸町の中でも、やはり人手不足というものもございますし、そういった中に、やはりその中の一員となっていただければ、この制度的なことも、より一層いいのではないかなと考えております。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 それであれば、住所を有していただけでのその財源で3万円という金額の算定をしていますけれども、それ以外に定住と就職で、人口減少や人手不足にも対応するというのでしたら、もっともっと手厚いものにすることだって可能ではないのかなというふうに思うのですけれども、それについては、制度を考える側のあれなのですけれども。私だったら、そのように考えて、一つの根拠があって、それにプラスされるのであれば、そのプラス分というものも、どんどん、どんどん足していけばいいのではないのかなというふうに思うので、そこら辺は、しっかりと今後の中でも、まだこれから動き出すものですから、今後の中でも、しっかり考えていただきたいなというふうに思います。

その上で、月額3万円を上限として年間36万円というものであります。資料でありますとおり、第一種奨学金や第二種奨学金の貸与額や平均返還年数というものがあります。平均返還月額というのも、それぞれ出ていて、大体2万円以下の金額でなっているのですけれども、5年間といった中では、3万円にして増額で返還して、その後、より少ない、5年以降については、そういうような返済というものが可能になるのかどうか、ここら辺についてはどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

この制度の中身の中では、繰上償還という場合のときには、それは該当しないことになってございます。ですから、この制度を受ける前に設計していただければなと考えます。その3万円に沿ったといいますか、上限に近いような数字の返還方法を検討していただいて、そういったライフ設計をしてもらえればなと思っていますので、途中で変更になったからということにはできませんので、最初の段階でそういった設計をしていただければなと考えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

あと、それと、先ほど2番委員のところに、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金ということと、あとは厚岸町からの奨学金が対象というようなことを言われていましたけれども、奨学金を支給する団体は、ほかにもいろいろありますよね。何々財団とか、北海道新聞社もそうですか、そういうようなところでも奨学金の支給というものをやっていると思うのですけれども、そういうようなところも、この対象になるということで考えていいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） そういったものも、認められるようにしたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それで、5年間奨学金のこの補助をしますよ。例えば、何かしらの理由で、3年で厚岸の職場を辞めて、厚岸から離れなければならないとかというようなときの、そういったときのペナルティというか、罰則関係というか、そういうものについては、どのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

想定は、5年間というところがございますが、途中でというところで、理由にもよるかなと思います。例えば、病気ですとか、いろいろなやむを得ない理由というのがあると思いますが、そういった理由を勘案しながら考えなければならないところではあると思いますが、基本的には、その5年間で、途中でということになれば、そういったペナルティの部分も考えていかなければならないと思っています。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 考えていかなければならない。今まだ、考えられていないのですか。理由については、いろいろあると言うのですけれども、理由はある程度明確にしておかなければ、どんな理由でも、つけても返還しないようにする理由だってつけることも可能になると思うのですよ。

ですから、やはりある程度の理由の明確化というものは、やはり必要だなというふうに思うのですけれども。これから考えると、今、これをやって、これからもう既に始動しようとしているのですから、要綱なり何なりというのは、もう既に定められているというふうに思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 申し訳ございません。先ほどこれから考えたいと思いますというような言い方をしまして、申し訳ございません。今、要綱の中では、そういった規定を考えてございます。ですから、5年未満であればどういう返還をするかというものは想定しております。

その中で、やはり返還理由としましては、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたときというところもございます。あとは、途中で、その5年前になくなってしまったとかという場合には、その率に応じて、その年数に応じて幾らという形の率を考えてございます。

ですから、先ほど申し上げたいいろいろな理由があるというところではありますが、そういったところは考えて、こういう返還規程というところを、今、考えているところであります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 話は、ちょっと大きくなってしまふのですけれども、返還といったような、行政処罰ですよ、言ってしまう。行政処罰を科すに当たって、今、厚岸町だと、今までいろいろな要綱なり、それぞれの条例とかでもあるのですけれども、これは、理事者側のほうに言ったほうがいいのですけれども、国の補助金適化法というものはありますよね。それでもっての自治体は、こういう場合には補助金を返還する。同じように、やはり町の補助金なのですから、町も適化条例というものを大元でつくっておくというのは、やはり行政側のあれとしては必要ではないのかなというふうに思うのですけれども。これで、その条例自体で何かを細かく決めるのではなくて、その条例を基に、それぞれの条例なり要綱で、この条例に基づく返還というものを位置づけるというものが、性格的には必要ではないのかなというふうに私は思います。

ただ、これをやるときには、今までの要綱や条例というものを全部見直して、その条文をつけ加えるなりというものの膨大な作業というものも必要だとは思っているので、そういうものも含めた中での検討というものをしたらどうなのかなというふうに思うのです。

れども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） 理事者ということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほどからの補助金関係ですね、罰則規程という、いろいろな町のほうも補助金がありまして、全部が全部、私も把握しているわけではございませんが、最近といいますか、こういうような新たないろいろな事業をしたときに、補助金を町としても出しているのですが、やはり、今見たような、例えば5年定めておいて、5年いなくなったら返還をしなければならないというような規程というのは、本当に必要なのかなと。厚岸町も、やはり限られた財源の中でのやりくりでありますので、今、議員がおっしゃったとおり、ちょっとお時間をいただきたいと思うのですが、やはりそれに合わせて、厚岸町のいろいろな、様々な補助金をする際の一つのめどというか、これを考えながら、制度設計していくというような一つのものが必要なのかなということも、私も認識しておりますので、少し勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 次に移ります。最後です。

その下の110番、創業支援です。500万円が新規計上として、計上されております。現在の段階で、この制度を使った中での新規創業というものの予定というものはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

実際にどういう人という想定はございませんが、実は、先日の議員協議会でこの説明をさせていただいた後に、新聞に載ったのかと思うのですが、それを見て問合せがございました。どういったものだろうというのがありましたので、この事業を使いたいという方は、おられるようです。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それで、500万円、1件なのですけれども、当然、新規創業、また異業種への転換といった中で、事業計画なりを当然組んで出してもらおうというふうに思うのですけれども、事業計画審査というものは、厚岸町がするのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

現在、その審査という部分、いろいろなもののときの審査というもの、委員会とかありますけれども、これについても、その委員会を行わなければならないと考えております。今、想定しているのは、商工会のほうとも相談させていただいているところなのですけれども、商工会や金融機関等、そういったところの知見のある方々を入れて、そういう事業計画を出していただいて、本当に5年以上やっていただきたいという制度なものですから、本当にやっていけるのかどうかという審査をしなければならないと考えております。そういったものを立ち上げて、審査した中で、補助金の許可といいますか、そういったものを出すという形になろうかなと思います。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

10目企画費、他にございませんか。

11番。

●杉田委員 87ページの100番です。室崎委員、堀委員の質問でほとんど理解できたのですけれども、1点だけ疑問があるものですから質問させてください。

この奨学金返還支援なのですけれども、新卒者の方に対しては、ちょっと利用しづらい、できない申請かなと思うのですが、どのようにお考えですか。

そう言いますのは、町外からの新卒者の方が申請できないかなと、リアルな場面の話ですけれども、ご理解いただけますかね。町外の高校あるいは大学で奨学金を利用して、その申請の段階は、要するに、町外に在住していない段階で申請はできるのかなというところなのですけれども。恐らくできないのだと思うのです、その辺を。

一番理想的なのは、やはり厚岸町出身で、厚岸町の奨学金制度、資金制度を利用して、外の学校で勉強してきてもらって、厚岸町に戻ってきて働いてもらうというのが理想的な移住というか、Uターンといいますか、加えてIターンしてもらえばいいと思うのですけれども。もともと厚岸町出身の方が厚岸町に戻ってきてくるというのが、最高、理想的な話だと思うので、その辺をちょっと柔軟に対応できるのかなと、新卒で。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今のご質問です、確かに3月に卒業して、4月にすぐ住民票が移せるかというところなのかなと。要するに、住民票がないと、今の中ではということになるでしょうから、そうですね、その辺が、申請があってから、例えば4月に移動されて、その後申請があってからとなりますと、多分、書類の順序から言いますと、5月から5年間ということになると、1か月分だけが受けられないということがあるかもしれませんが、ただ、それから5年間ですので、1か月が難しい時期かもしれませんが、5月からその5年間、5年後の4月までということになり得るのかなという感じはします。

ただ、そういった、4月から受けられる状況がつかれるかどうかというのは、ちょっ

と検討させていただければと思います。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 加えて、今のような状況で、出身が他の市町村の方が、厚岸町に就職する予定であるという状況だと、やはり、新卒者の方は、4月に一番お金がかかるのですね、一人暮らしといいますか、新生活と言いますか、スタートダッシュと言いますか。そこで一番お金がかかるものですから、その補助金の支給というのは、どういう形になりますか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

ある程度申請いただいて、役場の中での処理というのがございますから、今、いろいろな制度があっても、なかなかすぐ1週間後ということにはなりませんので、何とか4月に出せるような状況はつくりたいと思いますが、今の段階では、申請時期にもよるかなと思います。例えば、4月の頭であれば、何とか4月末にということとは可能かもしれませんが、4月の中ぐらいですと、どうしても5月になってしまうということはあるのかなと思います。

●委員長（竹田委員） 11番。

●杉田委員 課長方も、町外から厚岸町に勤めていただいている方もいらっしゃると思うので、よく分かっていただけたと思うのですが、就職当時のその4月のやりくりというのが、なかなか難しいものがあって、ぜひ、今後の改善も含めてご検討いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） その辺、運用の中でうまくできるかどうかというのは、検討させていただければと思います。

●委員長（竹田委員） 他に企画費ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

86ページ、11目財産管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項町税費 1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項 1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4項選挙費 1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目道知事・道議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目町議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5項統計調査費 1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6項 1目監査委員費、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、102ページ、3款民生費に入ります。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、107ページまで進みます。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目心身障害者福祉費、113ページまで進みます。
2番。

- 室崎委員 何年か前に、厚岸町で、正確な名前は今、手元がないので、ちょっと違うかもしれませんが、障害者対応マニュアルでしたか、職員の障害者対応マニュアルといいましたか、そういう冊子を作りましたよね。そして、改定版も出しています。

これは、「障害」というものは何なのか。「障害者」とはどういう人を言うのか。そして、役場職員は、そういう人たちにどう寄り添って支援したらいいのか。それが詳細に書かれている冊子ですね。非常にレベルの高いもので、私は、もう驚嘆し感激したわけです。やはり、厚岸町の職員というのは非常に能力が高いなと改めて思ったのです。

それで、そういうものを作って、得てして、いろいろな町でよく聞くのは、仏作って何とやらで、出来上がりましたというところまでで終わってしまう場合が多いのですよね。

厚岸の場合、これだけのものを作ったのですから、そうはならないために、どのように利用するのかということで、私、ここでお聞きしました。大変積極的な答弁をいただいたのですよ。町長以下、管理職の皆さんが、これを勉強する勉強会なり、講習会なりをつくって、まず理解したらどうですかという提案に対して、町側は、まさにそのとおりだと。明日とは言わないが、早速やりたいという非常に積極的な答弁をいただいたのです。

1年たちました。2年たちました。もう一度聞きました。そうしたら、「いや、使っています。」、「何に使っていましたか。と言ったら、「新人研修に使いました。」、そういう答弁だったのですよ。その後も、私は2回ぐらい言っていますかね、結局、同じ話で終わっていますね。

これは、この後も、そういう形でしか、この障害者対応マニュアルは使えないということでしょうか。それとも、組織の上層部にいる皆さんが、こういうものを勉強していくというようなことを、これからはしようと思っているのでしょうか。この点について、お聞かせいただきたい。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時18分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

昨年までは、委員がおっしゃるとおり、新人研修しか行っておりませんでした。令和7年度につきましては、そのほかに中堅研修、こちらが8人参加しております。係長研修、さらには管理職研修をしております。係長研修と管理職研修につきましては、社会福祉士のある職員が講師となって行っておりますけれども、係長研修は11名の参加、管理職研修は12名の参加で行っております。

ただ、管理職につきましては、まだ全員参加しているわけではありませので、引き続き、これを繰り返し行ってい、全員の管理職が、しっかりとこのマニュアルの内容を把握するようにということで、努めていきたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。進めていただきたい。よく言うのですけれども、組織はトップで変わる、こういう言い方しますね。要するに、トップが意識を持っていると、下まで浸透する。

それから、同時に下のいろいろな意見や考えをトップは吸い上げなければならない。それで、「トップダウン」、「ボトムアップ」というような言い方をするらしいのですね。そこがうまく重なって、組織というのは円滑に動くと聞いているのですよ。

今回のこれに関して、副町長は先生になって教えるだけの方ですよね。だから、それこそ、副町長が講師になってもいいわけですよ。そして、できれば管理職だけでなく、町長も入って、そして、そういうものをきちんと身に、皮膚感覚として染み込ませてもらいたいのです。そういうふうになれば、黙っていても、いわゆる下の職員というのは、そういう意識を持てきますよ。ぜひお願いしたい。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（早川副町長） お答えさせていただきます。

たびたび質問いただいた中で、十分に実施されていなかった経過から、令和 7 年度、ある程度、形としてできるような形が進められたかなと思っておりますが、先ほど管理職の部分、ぜひ全員に行き渡るような形で進めたいということもありますし、繰り返し、職員においても、身につくように検証を繰り返していきたいというふうに考えておりますので、今後とも、より一層進めていきたいというふうに考えております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（竹田委員） 2 目、他にございせんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

114 ページ、3 目心身障害者特別対策費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目老人福祉費。

10 番。

●堀委員 私は、119ページの130番、高齢者事業団育成でお聞きします。

説明資料の中では、令和7年度より委託しているキャンプ場について、「管理委託が不可能との申出があり、今後の高齢者の生きがいや働く場所としての事業団活動の維持を図るため、人件費分の補助金の減」というふうに書かれております。事業団活動の維持を図るのであれば、むしろ減らすのではなくて、増やしていかなければならないのではないのかなというふうに思うのですけれども、説明欄の中では、前段と最後の部分というものが合わないというふうに思うのですけれども、この点については、どのような計画になっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

こちらの事業でございますけれども、委員おっしゃるとおり、高齢者事業団の後任者の育成という部分で予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、今年度も計上させてもらったのですけれども、今年度につきましては、その人材がなかなか見つかることができず、そのまま予算を落とさせていただいたのですけれども、それで、来年度も新たに人材育成ということでやっていきたいというふうに考えてございます。

それで、この減をさせていただいたという内容でございますが、昨年度は、共済費等も算定に含めて計算していたもので、その中で、実際に65歳以上の方といいますと、社会保険料とかは必要ではなく、国民健康保険のほうに加入している方、もしくは、後期高齢者保険に加入している方となりますので、その部分を減させていただいて、給与費の分だけを計上させてもらっているということになっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それで、高齢者事業団というものの、今後の維持というものがしっかりと担保されるのでしょうか。今、町から委託しているのはキャンプ場でしょうけれども、キャンプ場はキャンプ場で利用者が少ないから、使用料とかも減額しているくらいですから、あまり利用者が大きくなるというのは見込めないのでしょうかけれども、高齢者事業団自体が、存続というものがしっかりとできる見込みであるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） キャンプ場は、現在は委託はしていないという話ですけれども、高齢者事業団には、パークゴルフ場の草刈り、さらには、教育委員会の施設等の管理業務等も委託しております。

昨年度から、我々も後任者ということで、いろいろな方に当たって交渉しております。その中で、今現在、1人の方がぜひやってみたいというようなお話がありますので、来年度4月からは、その方に後任者、後継者候補ということで、人材育成というこ

とでお願いしたいと考えております。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4 目、他にございませんか。

2 番。

●室崎委員 123ページの説明欄の155番、介護人材支援のところでお聞きします。

町長の執行方針でも、介護人材の確保という点で、こういう制度をつくって、要するに、入ってきてもらうということのほうを中心に書いているようです。

それで、私が、ちょっとお聞きしたいのは、現在、介護の現場にいる方の、これ、全国的に見て非常に離職率の高い職場なのですね。いろいろあるわけですが、仕事がきつい、給料が安い、社会的評価が低い、いろいろなことがネットなんかを見ると書かれますよ。

ただ、その中で、非常に私が気になるのは、腰痛にさいなまれる人が非常に多いということなのですね。

それで、厚岸の場合には、例えば、心和園とか、そういう介護の現場の方のそういう部分というのはどうなのでしょう。全国的にはそうだけれども、厚岸では、そんなことは全くありませんというのか、やはり、大なり小なり全国で聞こえるように、仕事の性質上、腰痛に悩む人が多いという状況になっているのか。その辺り、どうつかんでいらっしゃるか、まず説明していただきたい。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（森村課長補佐） お答えいたします。

厚岸町の高齢者施設、特別養護老人保健施設、心和園、それと老人保健施設、こちらの施設で働いている職員につきましては、町立厚岸病院で腰痛の検査を実施しております。

この検査の結果につきましては、検査において検査で引っかかるというか、そういった方もいらっしゃるのですが、全国的な統計ですと、いろいろな統計も含めて、特に変わらないということでお伺いしております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 いろいろな数字や概略でも、そういうものが出てくるのかなと思ったら、ぐるぐるっと回って、最後に入り口に來たような話で変わらない。全国の話が幾らなのかの説明もない。これでは、私のような素人は何が何だか分かりません。現場で、腰痛にさいなまれている人がいるのか、いないのか。その辺り、もう一度ちゃんと説明してください。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時33分休憩

午後 2 時39分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、先ほどのうちの課長補佐の答弁でありますけれども、腰痛検査の結果、引っかかった人はいないという話でございましたけれども、今、心和園の職員に聞き取りをいたしました。心和園のほうでは、仕事に支障がある方はいないという話がありますが、実際、腰痛を訴えている方は何人かはいらっしゃるという話を伺っております。

また、全国的なケースでございますけれども、全国的なケースでは、介護職員の7割から8割に腰痛の自覚症状があると。そのうち、中には重度の方がいると。全く腰痛の痛みがない方は、1割程度しかいないというような、そういう実態になっているというところでございます。

我々、聞き取りしたものは、心和園、さらには老健のみでございますが、厚岸には、まだそのほかにも、そういう介護職場があります。ですから、一定の方は、そのように腰痛で、腰痛症状がある方は全くいないということではなく、一定割合ではいるのかなというふうに考えてございます。

- 委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 分かりました。非常に分かりやすい答弁で納得しました。

厚岸だけが特殊な町で、特別、腰痛に対して何か対策を取っていて、その成果が十分上がっているんだという話は聞いたことないのですよ。そうすれば、口に出すか出さないかは別にして、あるいは、何とか検査に数値が出たかどうかは別にして、全国と同じだろうというふうに推測したほうが間違いはないでしょう。そして、その検査の仕方によって、実態が、どの程度正確に反映されるかはいろいろありますから。

ただ、そういう中でびっくりするような話が、全国の介護現場の実際にやっている人たちの中から出てきているのは事実なのです。まあ、厄介なこと聞いてすみません、

えらい時間を取ってしまっただけ。ここまでは、私の枕なのです。これから本論なのです。

それで、そういうことを、先ほどのマニュアルの話ではないけれども、やはり、その当事者に寄り添った形で調べないと実態が分からないですよ。それで、分かった上で、今、推測でしか物言わないので失礼なのですけども、ただ、全国のそういう話が出ていけば、似たか寄ったかだろうということを前提にしてお話ししますけれども、離職する人のやはり何割かは、そういうことが理由ではないのかと推測されますよね。現に、介護現場、どこの施設とは言いませんが、介護現場で働いていた私の知り合いも、腰が痛くて仕事ができなくなったのだと言った、それを、つい最近ではなくても、1年も前の話なのですけども、聞いたこともあります。その人だけが特別だということではないと思うのです。

それで、やはりこれは、その施設の中でというのでは、なかなか大変だろうと思うし、町としても、こういう介護人材の確保というものに予算までつけて、それに組み入れているというふうになるならば、今、辞める人が体を痛めて辞めるというようなことの、できれば一つもないように、その支援をするということが必要でないのかというふうに思います。

一つ私が見聞きした話で言うと、まずこれは、実際に前には何回か厚岸でやったと思うのですが、PT（理学療法士）が先生になって、腰を痛めない介護の方法ですね。力が入らないお年寄りや患者は、ベッドから車椅子に動かすというのは大変な作業ですよ。60キログラムの砂袋を前に持ってみたら、私、持てないですよ。力が入らない人というのは、そういうふうになるわけですよ。

それで、そのときの姿勢、手の構え、腰の構え、いろいろあるようですが、少しでもぎくっとこないような方法というのがあるそうでした、そういうことをみんなが習得する。これは、大きいと思う。

もう一つは、これは私、現物を見ていないので、本当の受け売りでしか言えないのですが、この頃は、サポートスーツとか言いましたか、機械的に体の負担を減らす。そういうものが、介護現場だけではなくて、農家の仕事だとか、漁家の仕事だとかにも、ずいぶん普及し始めているようですね。そういうようなものも検討していただきたい。これ、私が入れると言うのではないのですよ。何か、ピンからキリまであって、いろいろらしいですから、そこのところは上手に検討していただきたい。

以上のことをお願いしておきますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、町としなくても、介護職の実態を、まずは把握していきたいと考えております。それから、そういう職員のいろいろな声を我々も聞いて、町として何かできるものがあるかという検討も行っていきたいと考えております。それにつきましては、他の自治体のそういう方法等も参考にさせてもらいながら、厚岸町としても離職につながらないような対策を打っていきたいと考えてございます。

●室崎委員 結構です。

●委員長（竹田委員） 4目、他にございませんか。
7番。

●南谷委員 3款1項4目老人福祉費。まず、ここで3点聞きたい。

まず、119ページ、長寿祝い金です。560万円の計上になっています。去年は、562万円でした。2万円しか差がないのです。きちんと精査をして、こういう計上に至ったと思うのですが、最近お亡くなりになる方は、非常にでこしゃこしているのですが、この長寿祝い金の実態について、ある程度説明をしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この長寿祝い金でございますけれども、傘寿の方には2万円、米寿の方には3万円、白寿の方には10万円、千寿の方には2万円というような祝い金を差し上げるような制度でございますけれども、令和7年度の実績というのがありまして、令和7年度は、傘寿が66人、米寿が90人、白寿が4人、100歳以上の千寿が14人という実績がございました。それから、今年対象になる方というものを我々のほうで算定いたしまして、来年度の予算というのを計上させていただいております。

その中では、まず傘寿が8名減って66人、米寿が90人、こちら4名減っております。白寿は5人減って4人、100歳以上の方が21人いたのですけれども、14人というふうに算定して、それで全部で、先ほど2万円、予算を減額させていただいたというような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 今の説明、おかしくないですか。ずっと減っているのですよ。減っていて、2万円ですか。今の説明、僕の耳では、それぞれ減っていますよね、各階層。ずっと減っているのに、トータルで2万円ですと、そういうふうに理解したのですけれども、僕の聞き違いでしょうか。最初に言った数字が今年の対象で、前の年にしても釈然としないのですけれども。申し訳ないです。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 大変申し訳ございません。私、誤って令和6年の数字を申し上げていたしました。大変申し訳ございませんでした。

まず、令和7年度の実績が、80歳の傘寿が66人、88歳の米寿が90人、99歳の白寿が4人、100歳以上の千寿が14人ということで、支給させていただいております。

来年度の対象者ですが、まず80歳の方、傘寿の方が104人、米寿の方が76人、白寿対象が9人、千寿の方が17人ということで計算しまして、その中で、予算としては2万円

だけ減ったというような中身でございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 各階層はばらばらだけど、結果的にこうなったという理解で分かりました。次に参ります。

121ページです。191老人福祉施設整備事業604万4,000円、ここでお尋ねさせていただきます。

これ、心和園の建替え構想についての財源だと理解いたしました。令和6年は、まちづくり基本構想の計画を策定し、検討委員会というのですか、検討会議で設置を協議をなさって、コンサルに委託したと。このときの予算が、1,347万7,000円の当初予算計上でしたが、1,210万円で、これは防衛の財源を使ったということで理解しております。

その後、令和7年には、この土地の選定について協議するという事で、当初予算に80万2,000円を計上されたのですが、60万8,000円減額しています。結果的に、19万4,000円しか使えなかったということは、土地の選定に進展がなかったと、こういう理解をさせていただきました。

場所の選定、3か所あったのですけれど、このことについて進展が進まなかった。それで今回、老人福祉施設整備事業ということで、604万4,000円計上になっています。これで、この財源で何をどうされるのか、この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、令和7年度でありますけれども、場所の選定を行うということで予算計上させていただいております。ただ、実際的には、なかなか場所の選定というものが我々職員ではできず、今段階では何も進んでいない状況でございます。

先ほどの今年度使いました予算19万幾らにつきましては、防衛のほうに行って、協議をしてきたという旅費でございます。

来年度なのですけれども、なかなか我々職員だけではこういう場所の選定、場所の選定といいますのは、現在、今の心和園の場所、さらには、現在の真龍保育所の裏、さらには太田地区というような3か所を想定して考えてございますが、そのほかに、まだ候補地があるのかも含めて、それぞれの候補地に新たな老人福祉施設を建設した場合、大体どのくらいの経費がかかるのか。もしくは、あとは規模的なものはどのくらいの規模でいくのかというのを含めて、来年度については、委託事業としてコンサルのほうに発注した中で、慎重に候補地の場所を検討してまいりたいと。その費用が、委託費が556万6,000円、そのほかの旅費等で42万円等を計上して、合計では604万4,000円というような内容になってございます。

スケジュールでありますけれども、予備的な計画というものを令和7年度に計画しておりましたが、これができないことから、1年ずつ先送りになってしまって、最終的には、今現在は完成が1年延びて、最短でも令和15年度になるのではないかというふうに

考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 大変分かりやすい説明だったのですが、このコンサルに委託するもの、何を委託するのか。場所だけなのか、例えば建物なのか、規模だとか、人数がどういう施設なのか、そういうものについては、どこまでコンサルに今回委託しているのでしょうか。場所の選定3か所だけで、これだけかかるのでしょうか。もう少し詳しく説明してください。少なくとも600万円かけて調査をさせるのです。

だから、町としては、何と何を調査させますよと、決定ではないのですよね、調査だから。だけれども、調査品目というのは、ある程度持っていると思うのですよ。きちんと説明してください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、今考えています業務の内容でございますけれども、まずは、場所の選定の評価に係る調査、これにつきましては、法令上の諸条件があるのか、または、まちづくり基本構想との整合性、災害のリスク、そして概算の事業額、事業費、まず、ここを調査していきたいと考えています。そのほかには、将来の利用者の推計もしていきたい。そして、施設の候補地に応じた平面のイメージ図も作成してまいりたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 分かりました。次に参ります。

210です、特別養護老人ホーム心和園の備品整備事業、2,052万2,000円。非常に大きいお金で、3か年にも載っているのですけれども、この浴槽1本で2,000万円ではないと思うのですよ。この内容について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、まず一つ目が、入浴機器の更新。特殊浴槽で寝たまま入れる浴槽、こちらに1,798万5,000円。次に、多床室、これ心和園の多床室ですけれども、そのウィンドウエアコン11台、心和園の多床室の遮光カーテン20か所。レースカーテン14か所。ショート棟のカーテンレース6か所。そのほか、こちら防衛の交付金を使いたいと考えていますので、旅費の9万円というふうに計上させてもらいまして、総額で2,052万2,000円というような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 確認させていただきたいです。浴槽は分かりました、1,790万。それから、多床室ウィンドウ11台、窓につけるエアコン、冒頭、町長の所信表明でも言っていたものがこれなのかなというふうに理解、今言われたのかなと、ものがそうなのかなということは、11台で125万円だから、あまり大きいもので、1か所に集中でなくて、各窓につけるという認識をさせていただいたのですが。それから、遮光カーテン。カーテンをすれば涼しくなるのですが、今まではカーテンなかったのでしょうか。このカーテンをすれば、カーテンあったと思うのですよね。それが古くなったから取り替えるのですか、どうなのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 現在、ついているものは多少年数は一定、古くはなりつつありますけれども、目的としましては、熱の通りにくい遮光カーテンを使うことによって、部屋が暑くなりにくいということの効果がありますので、そちらのほうに交換してまいりたいということでございます。

あと、エアコンにつきましては、多床室等のウィンドウエアコン、こちら11台で125万4,000円ですので、1台はそれほど高い金額ではないです。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

再開は、3時30分にします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

122ページ、5目から進めてまいります。

5目後期高齢者医療費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目国民年金費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目自治振興費。

10番。

●堀委員 ここでは、030と040を、まずお聞きします。地域公共交通対策と地方バス路線維持対策ですね。

今回、200万円以上のそれぞれ大幅な増額となっておりまして、説明欄には、労務単価の増加というふうになっております。人口減少もどんどん進んでいって、利用者というものも、本当にだんだん少なくなっているのかなといった中で、労務単価が上がることによって、どんどん、どんどん、この対策費というものが、かかっているのですけれども、いつまでこの体制、同じような中で続けられるのか。今後も、労務単価やいろいろな、例えば、地方バスであれば車両の交換や何かといった中で、経費がどんどん、どんどん加算でいっても、やはり厚岸町としては、この二つの対策というものを同じ形で進めていくのかどうか、この点については、どのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答え申し上げます。

まず、地域公共交通対策、こちらについては、いわゆるデマンドバスの部分になるのですけれども、ご質問者おっしゃるとおり、労務単価の上昇ということが、まず、この予算の上昇につながっているというのは間違いございません。

その中で、やはり利用者というところで言いますと、昨年度と今年度も今、途中ですけれども、比較しますと、やはり微減、ちょっとずつ利用者は減っていったという状況にあります。

ただ、やはり交通空白地帯を解消するという目的で、この事業を行っておりますので、当面の間は、今の状況でやっていく必要はあるということを考えていますが、路線によっては、本当に利用者が、本当に少ないところもございますので、将来的にはそういった部分の整理というか、考え方を改めて、別の対策が取れるかどうかも含めながら、当面は路線の維持に努めていきたいと考えております。

それから、地方バスの路線対策ですけれども、これは、いわゆる釧路バスに対する補助金になります。現在で言いますと、厚岸－釧路間の路線バス、それから、町内を回っている買い物巡回バス、こういった路線がこの対象になるのですけれども、当然、費用は上がってはいるものの、現在で言えば、厚岸－釧路線なんかは、高校へ通学する生徒の貴重な通学の足になっているといった部分では、当然、維持していかなければならないと考えています。それと、買い物循環線についても、1路線当たり約15人、ならずと平均15人ほど利用していただいているのです、1便当たり。そういった意味では、需要があるものというふうに捉えていますので、今後も、同様の対策を取っていききたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 それでは、今後も費用がどんどんかさんでいっても維持していくのだというのであれば、むしろ、自前でもっと、例えば釧路バスであれば、50人の大型バスですよ。それではなくて、例えば20人ぐらいの小型なバスで、ステップの低いような、そういう乗り降りの楽なようなバスなどを導入した中で、町営で、例えば隣の町のように、町営でバス運行というものをやるとかというような、そういう検討だって、やはりしていく必要があるのだと思うのですよ。

デマンドバスにしても、制度が始まったときは、やはり利用者を多くしたいですから、できるだけ利用者の利便性を高めるために、時間帯や路線というものを細かくつくっていききましたけれども、だんだん時間がたっていく上では、ある程度、利用者の塊ができてきているとは思っているので、そういう中では、逆に、路線都合に利用者側が、今度は合わせるような形の中で、より継続が、きちんと担保できるような制度に、やはりもっともって見直していく、時間帯によっては、この部分をやめようとかというものをやはり、もっと明確にした中でやっていかなければ、今後も、どんどん、どんどん、労務単価は人手不足もあって上がるでしょうし、また、機材の交換や何かといった中でも、費用がかさんでいったといった中では、そういう懸念、いつまでたっても、費用がどんどん、どんどん増えていくというものを考えたときには、直営なり、そういう路線の減少、また、時間帯の変更やそういうもの、むしろ利用者側にも不便を強いながらも、しっかりとした維持というものを考えてほしいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（渡部課長） お答え申し上げます。

まず、釧路バスの地方路線の維持対策につきましては、ご質問者おっしゃるとおり、バスの形態、いわゆる小さなバスにするですとか、ノンステップのバスにするですとか、そういった部分は今後、当然検討の課題にはなっていくなというふうには思っていますし、そうは言っても、バス会社頼みの路線でありますので、その辺は、バス事業者のほうと、定期的にはいろいろお話しさせていただいているのですけれども、これから将来を見据えた中で、現在は、国の補助をいただいているという部分もあるので、かろうじて、このぐらいの支出で済んでいるのですけれども、今後、それが立ち行かなくなったときのために、どういう対策が取れるかということも含めて、協議は継続していきたいなというふうに思います。

それから、デマンドバスの部分については、全くご質問者おっしゃるとおりで、やはり利用者は、かなり固定化してきている部分があります。やはり乗る路線も限られているとか、あと、本当に月に1回しか走らないような路線も現在あります。そういった部分は、先ほども申し上げましたけれども、いろいろ整理をやはりしなければならない時期が来るのかなというふうには思っています。

それなので、僕らも、職員、デマンドバスと一緒に同乗して、状況を確認したりとかもしているのですけれども、さらにもう少し実態というものを的確に捉えた中で、今後

どうしていくかというのは、ちょっと長い目ですけれども、考えていく必要はあるというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ぜひお願いいたします。

次、コミュニティセンターや集会所についてお聞きします。庁舎への空調設備の整備がありました。

●委員長（竹田委員） 10番委員。すみません、その目には、まだ行っていないです。

●堀委員 そうですね、すみません。次ですね、申し訳ございません。

●委員長（竹田委員） 7目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、次に移ります。

8目社会福祉施設費

10番。

●堀委員 すみません。ページが続いているものとばかり思って、しゃべってしまいました。

続きましては、コミュニティセンターや集会所です。先ほども言いましたけれども、庁舎への空調設備というものの整備というものがありました。コミュニティセンターや集会所、町民の利用する施設です、そういったところの空調設備の整備というものは、どのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

コミュニティセンターや集会所に対する冷房設備については、ちょっと検討した時期もあったのですが、やはり費用面だけという問題ではないのですけれども、利用回数が、やはりあまり多くないといった意味では、ちょっと今、先送りさせていただいているような状況にはあります。

ただ、冷房設備ではないのですけれども、ちょっと飛んでしまうのですけれども、消防費のほうになるのですけれども、危機対策室が所管している予算の中で、町有施設の扇風機の購入を一括で行うということになっていまして、その中において、集会施設等についても、大型の扇風機を新年度に購入させていただくというようなことで、まず、そういう考えで、現在おります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 例えば、自治会活動活性化補助金という事業がございますよね。そういうものを使った中で、自治会がやるというものも、当然、可能なのでしょうけれども、ただ、やはりそうではなくて、それはもうそれで、例えば、いろいろな総会や何かの開催や他の行事というものを、既に予定されている自治会というものもあるので、あれですけれども、同じような形の中で、空調設備に対しての新たな補助事業とかというもののの中で、半額を助成するとか、3分の2を助成するとか、そういうような制度設計というものはできないものなのではないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 今、おっしゃっていた助成金の中では、やはりちょっと僕らでは考えていなくて、やはり町有施設ですので、私どもの責任の下で、冷房設備は整備していくべきというふうには、今、考えております。

ただ、指定管理まで委託しているような施設であれば、施設の運営費の中で設置していただくというのが可能かなとは思いますが、それ以外の集会施設については、町の責任において、整備を検討していきたいというふうに考えております。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 8目、他にございませんか。
7番。

●南谷委員 8目ですよ。129ページです。050防災交流センター1,104万7,000円、ここでお尋ねさせていただきます。

防災交流センターの指定管理委託料が900万円の計上でございます。まず、今まで生活改善センターでした。このときの、今回、指定管理料900万円になったのですけれども、防災交流センターで1,100万円計上されています。生活改善センターのときには、この維持というか、これらの関係で幾らかかっていたのでしょうか。その差は、幾らですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ただいまのご質問、防災交流センターの施設管理委託料900万円に対して、生活改善センターとの比較でございますけれども、大変申し訳ございませんが、令和7年度につきましては、生活改善センターは途中で廃止しておりますので、申し訳ございませんが、令和6年度の実績数字でお話させていただきたいと思っております。

まず、内訳でございますが、生活改善センターの人件費が322万1,786円に對しまして、防災交流センターが360万円。福利厚生費、これが生活改善センター45万4,458円に對しまして、防災交流センター60万円。消耗品費、生活改善センターが6万826円のところ、防災交流センター6万円で見込んでおります。事務費ですが、生活改善センター3,410円、これに對して、防災交流センター5,000円。燃料費ですが、生活改善センター59万8,724円に對し、防災交流センターが119万円で見込んでおります。高熱水費、生活改善センターが83万841円に對し、防災交流センターが310万円。それから、通信費、これが生活改善センター3万6,190円に對して、防災交流センターが3万5,000円。それから、清掃等の委託料ですけれども、生活改善センターが24万900円のところ、防災交流センター30万円。それから、玄関マット等のレンタル料になりますが、生活改善センター35万2,905円。防災交流センターが2万4,024円。雑費として、生活改善センター6,600円、防災交流センター1万円。

これらが全ての内訳になりまして、生活改善センターの合計が548万9,030円。防災交流センターが、合計で900万円といったような内訳となっておりまして、差額といたしましては、351万970円。これが、令和6年度の生活改善センターと、令和8年度の防災交流センターとの差額となります。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 今、説明ありました。防災交流センターとの差が、350万円アップになった。それで、今回900万円の計上なのですけれども、もし、これから燃油代が上がったり、電気代が1年通してまだやっていませんよね。変動すると思うのです。下がることはないと思うのですけれども、アップなる可能性はあると。当然、その補正で計上されるのかなという認識でいるのですけれども、まず、その辺はどうですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃるとおり、今、ちょっと懸念材料としては、やはり燃料代と電気料の増額がちょっと懸念しているところであります。そういった場合、もし仮に、不足が生じるようなことがあれば、年度途中に契約料の変更などをしたいなというふうに考えております。その際については、増額補正のほうで対応させていただきたいというふうに考えておりますが、極力、この当初計画のとおり実行できるように、なるべく精査しながら進めていただくように、商工会のほうとも協議させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 今さらと思われるかもしれませんが、あの建物を建てた、建てるという意思決定した時点で、当初、この維持管理費が900万円という数字が、今回計上されたので

すけれども、想定内だったのでしょうか、どうなのでしょう、その辺については。建設、着手するときから、およそ年間このぐら이다よという試算を、事務方としてはこのぐらいの数字になるなという想定の中なのでしょう、この900万円という数字は、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、建設当時のランニングコストといった部分では、当初、正確な数字は、今、お答えできないのですけれども、八百何十万円かかるであろうということで、一度試算しておりました。完成した後に再度積算したところ、今回900万円といったところでしたので、おおむね予想の範囲ではありますが、この燃料の高騰ですとか、ちょっと予測できない部分がこれから生じる可能性もありますので、まずは、900万円で管理を進めていただくといったようなことで考えてございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（竹田委員） 8目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目児童措置費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目児童福祉施設費、137ページまでです。
10番。

●堀委員 子育て支援センター、040でお聞きします。137ページです。

説明では、施設用消耗品で交流ルーム内のクッション、マットが老朽化したことでの更新費用が計上されております。クッションマットですから、恐らく、結構大きいタイ

ルだと思うのですけれども、そのマットの老朽化だと思うのです。

例えば、私たち大人とかが普通に歩く分には支障がないような感じでも、やはりはいはいをするような、転がるような子どもたちが使うところですから、老朽化というものがそれなりに進んでいるんだらうなというふうに理解はするのですけれども、この更新する古いクッションマットというものは、どのような行き場所に行く予定なのでしょう

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今現在使っているのは、少し厚みがあってプラスチックの表面になっております。それが長年使っているもので、プラスチックの表面が剥がれてしまって、赤ちゃんの口に入る危険性もありますし、衣服についているというような状況でございます。

それで、今考えていますのは、1メートル四方ぐらいの少し大きなクッションなのですが、それを24セット買おうということで今考えておりまして、更新する前のマットにつきましては、今は廃棄したいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 例えば、昨年もそうなのですけれども、福祉センターの大ホールを使った中で、子どもの遊び場として使っていたりとか、小学生とかが使っているのですけれども、そういうようなところに流用して使ってもらうとか、そういうようなことは考えられないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えいたします。

来年度、予算化しているものは、だめになったもののみのものです、全部ではなくて。使えないもののみを交換しようということで、予算計上させてもらっておりますので、なかなかそういう状態が悪い状態で違うものに活用するというのは、難しいかなと思いますので、ご理解願います。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

136ページ、5目児童館運営費、ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、3款民生費を終わります。

142ページ、4款衛生費に入ります。

4款衛生費1項保健衛生費1目衛生予防費。

2番。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、有害動物対策というのがありますね。それから、病床媒介動物というのがありますよね。似たような名前の何とか動物というのが、ほかの項目でもあって、なかなか難しいのですが、この「有害動物」というのは、これはノイヌとかそういうものですか、と当たりをつけたのですけれども、いいでしょうか。それ、ちょっと対策を説明してください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃるとおり、野犬も含みますし、有害動物のほうですね、含みますし、そのほか蜂ですとか、そういったところになります、予算上です。それで、病床媒介動物対策については、キツネ等になっております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 それで、その有害動物の対策についてですが、どういうことをやるのか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

まず、有害動物の中で、蜂につきましては、巣ができる地域等々もありますので、そちらについては、できて困っているなどの通報がありましたら、駆除用の用品によって撤去等々を行います。

それから、野犬につきましては、まず、厚岸町には野犬が多い地区が結構あります。床潭地区ですとか、宮園地区ですとか、そういった部分にありまして、野犬が多いところで通報や情報提供がありましたら、捕獲用の檻を仕掛けまして、それで、捕獲をするというような形を取っております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 野犬とノイヌというのは、たしか行政では違うものとしてますよね、呼び方

が違うだけではなくて。どうでしたか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

野犬であります、野良犬というような形になります。ノイヌについては、野山等で自生している犬ということになっております。

●室崎委員 聞こえないので、もうちょっとはっきりと。

●環境林務課長（江上課長） ノイヌについては、野山等で自生している犬というふうになっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 一頃、野犬が凶暴になりまして、すごい親分が中心になった集団をつくりまして、厚岸町、浜中町、この辺りを荒らし回ったのですよね。

農家なんかで飼っている、あのときは、牛なんかもやられたのかな、ちょっと分からないのだけれども、鶏なんかやられましたよね。

それから、これは、たしか今の若松地区ですか、高知小学校の校区だったと思いますが、子どもが取り囲まれて、あわやというところに、たまたま運よく自動車が通りかかって、大人の人とつさに抱き上げて車の中に入れて助かったと。当時、地域の人たちは、一番恐ろしいのは鉄砲だと、二番目は犬だと、三、四がなくて五に熊だと、そういうことを冗談混じりに言っていました、そのぐらい危険な状況もありました。

それも、生物学的に言うとは犬なのです。それから、飼っていた人が放棄したような、人を見ると怯えるようなのも野良犬とさっきおっしゃっていたけれども、それも犬なのです。

今、そのノイヌの害というのはあまり聞かないのですけれども、またいつ出てくるかは分かりません。予備軍は、幾つもいるわけですから。そういうときに、こういうものの捕獲や駆除をやると、ニュースなんかを見て、例えば、熊が市街地に出て駆除をされると、心優しい方が、熊がかわいそうだというようなことを言って、金切り声を上げて抗議をしてくると。前にも犬で、そういう目に遭って、電話を受ける係の担当者がひっくり返ってしまったということもありましたよね。

どうか私は言うのだけれども、犬権よりは人権のほうが大事ですから、一番大事なものを中心にして、そして、効果的な排除を考えていただきたいと思います。

現在、この有害動物としての犬の害というのは、相当出ているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

例えば、農業経営等のように数字で出ているとかというところではないのですが、実際に、先ほど室崎議員のほうからも出ましたが、トライベツとか若松、それから太田地区においても、いわゆる犬が出て困っているというところは、多々ご連絡いただいております。その都度、先ほどおっしゃいましたとおり、捕獲の檻を仕掛けるのですが、どうしても檻にも個数の限界がありまして、太田地区ばかりではなく市街地のほうでも、例えば、宮園地区ですとか床潭地区でも出ておりますので、そちらのほうに、できる限りの捕獲をしてまして、入った段階で、本来では保健所に行くのですけれども、保健所のほうが満杯である際には、厚岸町のほうで一時預かりということとしてしております。

野犬のほうの被害というか、そういった部分については、小学校ですとか、保育所、その他の施設の周りでも、出没情報をいただいておりますので、被害の数字にはなりません、そういった部分で被害が出ているというところを抑えております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 きちんとした効果のある方法を遠慮しないでやっていただきたい。そうでなければ、住民が安全に暮らせないですからね。その点、どうかよろしくお願いします。

それから、病床媒介動物ですが、これに関してはどのようなことをなさっていますか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

キツネの被害につきましても、野犬同様、連絡をいただきます。特に、農家の場所が多いので、そちらのほうにも捕獲に使用する捕獲器を使いまして、捕獲しているというところであります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 これ、キツネならみんなですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

キツネにつきましては、ベイト散布をしております、そういう薬を出して、まいております。

それから、捕獲につきましては、連絡いただいた部分については、檻で捕獲しているような状況になっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 キツネの場合には、エキノコックスを持っているということで、それに対す

る対策というのが主だったのではないかと思うのだよね。今のを聞いていると、農家の前でうろうろしているから、それは全部捕獲するのだというふうに聞こえるのだけれども、そういうやり方でやってきたのですか、ちょっと話が違うのだけれども。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） すみません。私の言い方が、ちょっと間違った言い方をしております、エキノコックスの部分の対応をするために捕獲というような形で行っております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 駆虫剤ですよ、虫下し。それをキツネに飲ませるといえるか、食べさせるか。それをするによって、エキノコックス特有の円環構造、卵のときは、ここにいて、ある程度大きくなったらこっちに行くと、渡り歩くわけですよ。その輪の中に人間が入ってしまうと、大変なことになるわけですよ。その途中で、虫下しでもって、体外に出させてしまうと、抑えることができるというので、これは、たしか実際に非常に効果を上げている町まで、議会でも視察に行くと、いろいろ話を聞いてきた記憶があります。厚岸でも、その頃からこれをやり出しているのですが、そのベイトの散布に関しては、どういう形で今やっていると、どういう効果を上げているのか、説明してください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

ベイト散布をしている箇所ですが、尾幌や大別のほうでまきまして、そちらのほうでキツネを捕獲し、ふんを採取しまして、そのサンプルを検査に出しております、その状況を見ているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 私はね、何をやっているかだけ聞いてるのではないのですよ。それで、どういう効果が出ているのかと。そうしたら、あなたのほうでは、ふんを拾って検査しています、それだけなのだよ。それでは、答弁になっていないでしょう。ちゃんと答弁してください。

●環境林務課長（江上課長） 休憩をお願いします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時10分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。

環境林務課長。

- 環境林務課長（江上課長） すみません。貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ありません。

先ほど説明しましたベイト散布の形で、令和7年度から予算をとってやっているのですが、やろうと思っているのですが、なかなか検体自体、ふん自体が採れるような状況ではなくて、本年度については、そちらのほうは採れていない状態であります。その前につきましては、捕獲したキツネ自体を検査機関に送って判別をしております、というところです。

結果につきましては、今のところ、検査結果としては、はっきりとした効果自体が出ていない、確認されていないというところで聞いております。

- 委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 私のほうから参考までに申し上げる。キツネというのは、縄張り意識が非常に強いと言うのですね。だから、その縄張りの中にいるキツネは固定されていると。1匹のキツネが真龍で遊んで、その後、湾月町に行って遊ぶということはないと言うのですね。

それで、その一定地区のところにベイトというのは、その虫下しなのですが、それをまいて、それで駆虫ができれば、その地区のキツネはエキノコックスを持っていない状態になるということが、非常に強い確率で言えると。それで、ベイトをまいたところでふんの採集をして、そして、エキノコックスを抑えることができるかどうか、それをやっているという話を聞いてまして、これは北大でしたか、生物学の先生だとか、それから、そういう関係の人たちの間の研究で、非常に成果が上がるということが分かって、幾つかの自治体がやりだしたと。そのやっているところの一つに、羊蹄山の麓にあるニセコ町というのがありまして、そこは議会で、厚文で行ってきました。

そこでもって話を聞いたところ、びっくりするような数字が出ていて、あれは金子さん、3分の1になったと言いましたかね。

- 金子委員 そのぐらいだったかと。

- 室崎委員 たしか、そういうデータも出してもらいました。

ですから、厚岸町の場合には、ちょっと面積が非常に広いということもあって、町中まくことはできないですよ、山の中までね。だけれども、人家の近いところでは、十分できるのではないかというような話も向こうから聞かされました。

それで、ニセコのキツネはベイトをまくと、うまく駆虫されるけれども、厚岸のキツ

ネは、それを食べても全然駆虫されないということはないと思うのですよ。大体、似たような数字は出すと思うので、ニセコだけではなくて、今、そういうことをやって効果の上げている町は幾つもありますから。そういうようなところと連携してというか、教えてもらって、特に、この人の近く、人の住んでいるところの近くを集中的にやっていただきたいと思うのです。

それから今、同じレベルで検体を採って云々とおっしゃったのですが、これは全く別の方法ですよ。これは、大体毎年7匹だったか、10匹だったか、そのぐらいのキツネを、サンプルを猟友会に頼んで捕ってもらって、それを保健所に送って、その中の何匹がエキノコックスに罹患しているかというのを見るわけですよ。だから、非常にある意味、偏りがあるのですよね。捕りやすいのを捕ってくれるから。

だから、それはそれで、これはずうっと前からやっているわけですから、1回や2回のものではない、積み重ねでデータが出てきていると思いますから、それはそれで進めたいということ、エキノコックスというのは、これは、私みたいな年になってから、初めてかかったというなら、症状が現れる前にもお骨になっていますから、何ともないのですけども、特に子どもが、汚染されたものや水によって体に入りますと、重篤な肝臓障害に何年も、10年とかいうスパンで、後になってから出てくる病気ですから、非常に恐ろしいですよ。だから、どうかその予防ということで、これには力を入れていただきたい。よろしくお願いします、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

室崎委員おっしゃいますとおりに、重大な病状になるということであります。また、先ほどおっしゃいましたとおりに、お子さんですとか、言ってしまうと公園の砂場ですとか、そういった部分も入ってくると思いますので、その辺、出没情報をいただいたりというところもありますので、なるべく人が住んでいるところに出た場合につきましては、そちらのほうもしっかりと対応して、併せて、猟友会にお願いしているサンプル駆除のほうも、引き続き進めていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 1目衛生予防費、他にございませんか。

4番。

●金子委員 040畜犬登録狂犬病予防の部分でなのですが、2番室崎委員の今の質問に被る部分もありましたら、お許しいただきたいのですが、備品購入費85万8,000円。提案理由説明に、主に、町内での野犬捕獲及び保護体制強化を図るため、野犬保管用の檻や囲いわな等の購入費28万9,000円の増とありますが、町政執行方針のほうで、「野犬対策については、地域おこし協力隊を活用し、北海道及び関係団体などと連携を図りながら、適切な捕獲・保護に努めてまいります。」とありましたので、購入費が増加したのは、今後こういう動き、もしくは今この動き、協力隊も交えての野犬対策を行っている、増になったのかなと思うのですが、この辺りの今現在の実情と、今後どのような

方向で進んでいくのかを教えてください。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

野犬の捕獲費等々の予算に関して、伴っての質問であります。現在、先ほども室崎委員の質問の際にお話しさせていただきましたが、床潭地区、糸魚沢地区、太田地区、宮園地区等々で野犬の情報が増えております。頭数につきましても、令和6年度につきましても、89頭なのですが、令和7年度、3月10日現在では、もう90頭ということで、もう3月で半分ぐらいになっていますけれども、この時点で、もう昨年よりも多いような状況になっております、捕獲した犬の数が多くなっているというところであります。

本来であれば、先ほどお話しさせていただいたとおり、保健所というところなのですが、保健所の施設も空きがないということで、町のほうで、一時預かりをするためも含めまして、檻の購入をしているところでもあります。

地域おこし協力隊におきましては、野犬、特に成犬につきましても、なかなか飼い主が見つからない、人に慣れていないというところもあります。また、野犬にしないというようなところも考えまして、活動の中に、犬・猫の適正飼育に係る活動やイベント等の企画運営等々ございます。もちろん、その活動の中には、野犬捕獲に係る活動や、一時保護中の犬や猫の世話というところも入っております。そちらを、このほかにも、SNSを使った情報発信ですとかというところもあるのですが、そこを活動していただいて、まずは、飼い方を含めて、協力隊員として来ている方も、専門の方が来ているわけではないので、そちらのほうも勉強していただきながら、捕獲した野犬についても、一時保護の際には、なるべく人に慣れるような形にして、飼い主が見つかるようにというようなところも含めまして、活動のために協力隊員として来ていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 詳しい説明、ありがとうございます。ということは、もう既に野犬対策で、地域おこし協力隊の方が、厚岸町で、今、活動しているという認識でいいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

すみません、説明が不足しておりました。先月、2月から隊員のほう、活動しているような状況になっております。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 分かりました。正直、予算の面でこう増やして強化して、野犬対策を町も力

を入れていくというのは理解できたのですが、まだ今の段階では、その地域おこし協力隊の方が野犬対策で、具体的に何をやってどういくか、まだ模索しているような状態であるという認識でいいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

活動の主となっているかとしましては、先ほど言いました、飼い主を見つけてもらうというところもありますし、それに、飼い主が見つかるような保護犬になっていただくというか、どうしても、野犬だった犬については、特に成犬なのですが、おびえたり、むしろ向かってきたりというところが多くあります。保護団体の方々も、今の協力隊以外の方で、隣町だったり、我が町にもボランティアで、個々でやっている方もいるのですが、その人たちも根気強く、まず、餌を取りに来るところから始めたりというところで、それから、飼い主が見つかったというようなお話も聞いておりますので、そういった部分では、野犬として捕獲した犬であっても、飼い主ができて、必要な存在であるようになればというようなことも含めて、協力隊員については、活動していきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●金子委員 今、協力隊の話が出たので、この予算のところとちょっとずれていたら申し訳ないかもしれないのですが、今、そのような状態で野犬対策に、町は経費も使いながら取り組んでいると思いますので、ただ、協力隊は3年間しか任期がないのですが、その後も、そういう野犬対策に力を入れていけるような対策で、地域おこし協力隊をぜひ、野犬対策として活用して、今後も、3年後も永続的に対策ができるような考えで、地域おこし協力隊を使っていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

質問者おっしゃりますとおり、3年間というマックスの活動期間でございます。一応、活動内容については、先ほど大きなものしか言いませんでしたが、町内の犬・猫預かりのボランティア等の発掘等も、私たちとしては期待しております。現在もいるのですが、何分少ないというところもあったり、逆に、野犬が多いというところもありますので、その辺の発掘も含めて、将来的にはそういった方々が増えていただければなというような思いでやっております。

●金子委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目衛生予防費、他にごさいませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2 目健康推進費、153ページまで進みます。

2 番。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、町長の執行方針の中で、「暮らし、過ごし、働きやすい環境整備」。まず、身近な関わりとして、保健師や管理栄養士が各地域において、地域訪問や健康相談を行うための体制を強化する。」ということをおっしゃっています。同じ、一字一句違わない記述が、また、ほかの場所にも出てきます。非常に、このことに対して、強い思い入れを持っているのだろうというふうに思いました。

この具体的な内容、保健師や管理栄養士が各地域に出向くと、そして、地域訪問あるいは健康相談を行うということをおっしゃっているわけで、この内容について説明していただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、今現在、町長のほうで新たな取組ということで、「スマイルトーク」というものを実施しております。その中では、保健師も一緒にスマイルトークに参加させていただいて、各地域のほうに、ぜひ入っていききたいというお話をさせていただいております。まずは、そういうこともありまして、保健師が各自治会のほうに入っていける、気軽に声がかかるような、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに思っています。

実際、スマイルトークに出席して、自治会に入っていきたいと説明させていただいて、その後の実績でございますが、今年に入ってからもう既に、五つの自治会に出向いております。この取組を継続していきながら、保健師が身近な存在ということを、まず知っていただいて、少しでも相談しやすい体制をつくって行って、地域のほうに入っていく体制を強化してまいりたいと、そういうことでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 大変重要なことを、そして、大変大変なことをするってやってのけるのかなというふうに思いまして、すごいなと思ったのですが。この話は、私、何回も議会で言っていますね。

それで、全国の保健師の団体があるわけですね。そういうところが、いろいろな現場の調査をして、いろいろな論文が出ているのですが、そのときに、保健師が何を一番望んでいるかということ、地域に出たいということなのです。

ところが、これ、介護保険が始まってからなのかどうなのかよく分からないのだけれども、あの辺りから法制度がだいぶ変わったのですよね。そして、保健師が事務仕事に追われるような状況が非常に強くなってきて、行きたくても時間も体力もないというような状況がずっと続いているという話は、るる聞かされました。

私のほうで、かつては、保健師の何々さんがうちの村に来て、いろいろ相談に乗ってくれていたのに、この頃来ないんだと年寄りが言っているよという話を議会でもやったのですけれども、そういうわけですから勘弁してくださいという話で終わっているのですよね。

今回、それを実現していくということになると、これは保健師が大分増えたのですか。今までできなかったものができるようになった理由は、どこにあるのですか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（早川副町長） お答えさせていただきます。

お話をいただいたとおり、保健分野におきましては、保健師が主体的となっていく分野となっておりまして、特に地域保健におきましては、現在まで、おっしゃるとおり、介護保険になった頃から、高齢者等の健康相談については、包括支援センター、介護保険の仕組みの中で枠組みがされたことで、地域保健においては、高齢者に関わる機会が失われたというか、縁遠くなってしまって、その分、さらに検診業務等が増えた中で、現実的にはデスクワークが増えて、行く機会が減ってきたという経過となっております。

ただ、大きな規模の市町村、それから小さな町、そういったことを考えていく中で、ある程度の保健師の人数、それから活動を見直していく中では、実際に地域に出向く、それから関わりを持つということが、やっていけないのではないかなというところを、ちょっと探っていた状況ではあります。コミュニティナースですとか、そういった忙しい保健師に代わって、同じような仕組みをさらに強めていく提案なんかもいただく中で、いろいろな検討もさせていただきながら、今回、今年度、実は令和6年度、7年度の中で、保健師2名ほど退職があった中で、令和8年4月から、1人の保健師の確保ができたところになっております。さらに、その後、令和8年4月以降も、さらに1人、継続して募集をかけたいということも含めて、体制をつくっていきながら、各個別に、以前、昔のとおり、頻度としては、なかなか昔どおりにいけるかどうかは別としても、地域に行く機会と、関わる機会を増やしていきたいという方向で、こういった事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 方向は、分かりました。

ただ、今のお話を聞いていると、去年ですか、一昨年から去年にかけてですか、練達な保健師2人辞めていますよね。それだけ体制が、いわば弱化しているわけですよ、弱くなっているわけですよ。そこに1人、希望の星、入ってきてくれた。入ったといっても、まだ前より1人足りないのですよ。そういうような状況の中で、できるのですか。

そのところで、どうも何かやるとしたら、現場の保健師に過重労働を強いることになりかねないのではないかと。体制の強化というのは、どういうふうにするのか。それをもう少し具体的に説明してください。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（早川副町長） お答えさせていただきます。

退職になった保健師につきましては、1名につきましては健康推進、保健分野についての1名が退職、それから、もう1人につきましては障害の係において1名退職となっております。

障害部分につきましては、現在、一般職ですが職員を充てておりますので、まずは、そこはその状況としております。

今回は、保健分野において退職した1人分、さらには、この後募集をかけて1人増やしていきたいという中で、保健分野としては体制を充実させた中で進めていきたいというふうに考えている状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 とにかく、これだけ強くこれをやりたいということは、町長宣明しているわけですから、十分な効果を上げる仕事をしていただきたいと期待しながら、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） 私からお答えいたします。

私のこの政策の柱でもあります、やはり、もともとが保健師が町に出向いて、健康相談をやっていたというのが過去にもありました。やはり、なかなか移住・定住、先ほども出ておりましたが、外から入ってくるわけではありません。やはり人口が減っていくというところは、一人でも多く長生きをしていただく。要は、健康寿命の意識を高めていただくというところが、私の政策の一つでもあります。そういった中では、保健師と管理栄養士が町に出向くということで、過重労働にならないように管理もさせていただければと思うのですが、やはり今、保健福祉課長からも言っていた五つの自治会からも、既にそういった部分は活用させていただきたいという声がありますので、やはり、まだ私のほうのスマイルトークも、まだ29自治会あるのですが、まだ12しか進んではないです。残りもありますので、同じような形でいろいろな自治会にもお話をさせていただいて、そして、この保健師と管理栄養士をいろいろと活用させていただきたいということを、皆様のほうに周知させていただいて、これから、この事業をさらに進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●室崎委員 結構です。

●委員長（竹田委員） 2目健康推進費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

152ページ、3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目水道費。

10番。

●堀委員 水道事業、水道費についてお聞きします。

3月の補正で物価高騰対策ということで、新年度に入ってから料金の減免の補正というものがございました。それはそれでいいのですけれども、それであれば、例えば、今後、水道料金とかの見直しというものが進んでいったときに、料金高騰対策として、町から水道企業会計、また簡易水道のほうに補助金というものを出すことも可能だというふうに思うのですけれども、あくまでも財政的な余力が許す限りだとは思っているのですけれども、そういうように理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

令和7年度予算で繰越しをさせていただいたものでありますが、令和8年度で使用するという形になると思いますが、そちらのほうは、確かにその物価高の影響を受けている部分に充当するということは可能でありますし、資料のほうでも出させていただきましたが、一応、この一般財源というものが充てている部分があるのですが、それは、もし減免で、その部分が少なくなった場合に受け入れられる場所をつくってございます。その部分で、その補助金をそちらのほうに充てることが可能かなというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それは、今回のやつなのですね。それではなくて、今後、水道料金の見直しというものがあつたときに、管内でもトップクラスの水道使用料、道内でも、恐らく上から数えたほうが早いような高い水道料金を払っているものが、まだまだ上がる見込みが予想されると。そういったときに、町からの補助金を充てて、料金高騰対策としての補助金、今までの料金見直しのところでは、これに対してはやってこなかったのですよ、料金高騰に対しての補助金というものを。だから、今回は、このように国の原資として

はあって、やったのですけれども、これが一つの先例として、町からの企業会計の補助金として、料金高騰対策というものの中で入れられるようになるのではないのかということをお聞きしているのですよ。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。大変申し訳ございません。私のほうが取り違えて、先ほど答弁させていただきました。

まだ、今、協議会というか、委員会のほうで、その料金の改定の状況を、今、話し合われている状況かと思います。その状況を見て、どういった結果が出るのかという状況を見てから、協議という形になろうかなと思いますので、それがどういう金額になって、それが一般会計からの補助が必要だということになるのかどうかというのもございますので、その状況を見て、協議してまいりたいと考えております。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4 目水道費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

5 目病院費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目子ども医療費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項環境政策費 1 目環境対策費。

2 番。

●室崎委員 まずお聞きするのは、町長の執行方針の中で、「再生可能エネルギーの適地誘導」、それから、「エネルギー促進区域等ゾーニングマップ」という言葉が出てくるのですが、これらについて説明してください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時 47 分休憩

午後 4 時49分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、16日月曜日、10時から審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

午後 4 時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

令和 8 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長